

第3期

令和8年三重県エネルギー価格等高騰対応 生産性向上・業態転換支援補助金

《 賃 上 げ コ ー ス 》

(従業員の賃金引上げに取り組む者対象)

《一般コース》で申請される方は《一般コース》用の公募案内をご覧ください。

【 公 募 案 内 】

【公募期間】

令和8年8月18日(火)～ 令和8年9月10日(木) ※消印有効

申請手続きに当たっては、「Q & A」、「交付申請書記載例」、「提出書類チェックリスト」を必ず確認し、各様式の記載漏れ、記載誤り並びに提出書類の添付漏れがないことを十分確認してください。

《問合せ先》

〒514-0004 三重県津市栄町1丁目 891 番地 三重県合同ビル5階

公益財団法人三重県産業支援センター 経営支援課 生産性向上補助金 係

tel : 059-253-1281

E-mail : tenkan@miesc.or.jp

※問合せは午前9時から午後5時まで(土日・祝日を除く)

※申請書類等様式、記載例等は三重県産業支援センターのホームページ

(<https://www.miesc.or.jp/support/contents/1589/>)

からダウンロードしてください。

検索例:  三重県産業支援センター ⇒ [トピックス] ⇒ [新着情報]

「2026.08.18令和8年三重県エネルギー価格等高騰対応生産性向上・業態転換支援補助金の公募を開始します」 

1 目的

従業員の賃金引上げ等につながるよう、エネルギー価格等高騰の影響を受けている中小企業・小規模企業等が、エネルギー価格等高騰の影響を緩和するために生産性向上や業態転換を行い、もって意欲的な経営向上等をめざす取組を支援することを目的とします。

2 申請対象者

三重県内に主たる事務所または事業所を有する中小企業等(三重県版経営向上計画の認定申請を行うことができる者)で、エネルギー価格等高騰^{※注1}の影響を緩和する生産性向上や業態転換の取組を実施することで、従業員^{※注2}の賃金引上げ^{※注3}等につなげようとする者。

※注1.「エネルギー価格等高騰」とは、エネルギー価格自体の高騰及びエネルギー価格の高騰に起因する原材料や物資、サービスの価格の高騰をいいます。

※注2.「従業員」とは、「常時使用する従業員」で、日雇労働者及び他の労働者と比較して労働日数や労働時間が短いパートタイム労働者等は含まれません。また、労働を目的として雇用しない外国人技能実習生等も含まれません。

※注3.「賃金引上げ」の対象者には、「常時使用する従業員」の最低賃金者を含める必要があります。

○法人格のない任意団体、運営費の大半を公的機関から得ている法人は、申請対象者となりません。

○同一事業者で複数の申請はできません。

○以下の補助金の採択者は申請できません。

・令和7年三重県エネルギー価格等高騰対応生産性向上・業態転換支援補助金(第1期・第2期)

・令和8年三重県エネルギー価格等高騰対応生産性向上・業態転換支援補助金(第1期・第2期)

○《一般コース》との重複申請はできません。

〔三重県版経営向上計画の認定申請を行うことができる者〕

(1) 中小企業者(会社及び個人の基準)

(1) 小売業・卸売業・建設業・運輸業等

業 種	従業員基準 (常時使用する 従業員の数)	以下の方は「常時使用する従業員」に含まれません。 ・会社役員(ただし、従業員との兼務役員は「常時使用する従業員」に含まれます。) ・個人事業主本人及び同居の親族従業員(専従者等) ・(申請時点で)育児休業中・介護休業中・傷病休業中または休職中の従業員 ・以下のいずれかの条件に該当するパートタイム労働者等 ①日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて雇用される者、または季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用される者 ②所定労働時間が同一の事業所に雇用される「通常の従業員」の所定労働時間に比べて短い者
製造業・建設業・運輸業等	500 人以下	
卸売業	400 人以下	
サービス業(下記以外)	300 人以下	
ソフトウェア業	500 人以下	
情報処理サービス業		
旅館業		
小売業	300 人以下	

(2) 組合及び連合会等

組合及び連合会等	中小企業者となる要件
事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会	特になし
生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会、内航海運組合、内航海運組合連合会、技術研究組合	直接または間接の構成員の2/3以上が中小企業者であること
中小企業等経営強化法第2条第5項第8号に規定する一般社団法人	直接または間接の構成員の2/3以上が中小企業等経営強化法第2条第5項第1号から第7号までに該当するものであること
右に掲げる要件を満たした特定非営利活動法人	法人税法上の収益事業を行っていること 認定特定非営利活動法人でないこと 常時使用する従業員が300人以下であること

3 補助対象事業

エネルギー価格等高騰の影響を緩和し、生産性向上や業態転換を図るために実施する以下の経営向上の取組

- 省エネルギー機器や完全事業消費用※4再生可能エネルギー装置の導入による生産性向上
- 省力化・作業効率化・生産能力増強等のための設備導入やD Xの導入による生産性向上
- サプライチェーンの強靱化のための部素材の内製化、製造工程の見直し等の事業再構築
- 需要が見込める分野にシフトして収益の柱を作る事業再構築
- 新商品・新サービスの開発、新事業の立ち上げ等による事業再構築
- 新たな需要が見込めるブランド力強化や新たな顧客層の掘り起こしにつなげる販路開拓
- その他エネルギー価格等の高騰に対応するための取組

※4.完全事業消費用とは発電された電力等を全て事業用に供することをいう（「Q&A」24.25参照のこと）。

4 補助対象期間と補助率・補助限度額

(1) 補助対象期間

補助対象期間は、交付決定日(令和8年10月中旬(予定))から令和9年1月20日(水)までです。

補助対象期間内に納品・支払等を確実に完了していただく必要があります。また、発注・契約については交付決定日以降に実施してください。

なお、第2期より期間が短いため事業スケジュールは十分検討のうえ申請してください。

(2) 補助率・補助限度額

○補助率：補助対象経費の1/2以内

○補助限度額：上限200万円 下限50万円

※補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

5 補助対象経費等

(1) 補助対象経費

補助対象経費は、補助事業に係る対象経費として、通常の事業取引と区分し、また別途経理が行われ、かつ証拠書類によってその取引内容や金額等が明確に確認できなければなりません。

具体的な補助対象経費は、事業の遂行に直接必要な次の各費目に係る経費が対象となります。補助事業の実施に当たっては、仕様書の提示、見積書の取得、発注（契約）、納品、請求、支払について、補助対象事業の取引のみを対象とし、補助対象事業以外の取引と混同しないでください。また、補助対象事業の取引とそれ以外の取引が混在している見積書、発注書、納品書、請求書、支払証明等は、補助対象事業の取引内容や金額等が特定できないため、補助事業と特定できる証拠書類とはなりませんのでご注意ください。

費目	補助対象となる経費等	補助対象とならない経費（例）
広報費	・パンフレット、ポスター、チラシ、フライヤー等のデザイン費や印刷費及びこれら制作物の配布に係る費用 ・ウェブサイトやECサイト等の構築、更新をするために要する費用等。ただし、更新については、既存のものと明瞭に異なる成果が得られることを要するため、実績報告時において更新後の成果物とともに、更新前の資料の提出が必要となります。	×事業所名のみをPRするための看板制作等の費用 ×求人広告に係る費用 ×広報関連費の活用目的や積算根拠が明示できない費用 ×補助対象期間外に配布、発信された配付物や情報発信（当該期間に配付、発信されたことが書面等により明確に証明できない場合を含む）
展示会等費	・出展ブース費用、展示会参加費、運搬費等（レンタカー代、ガソリン代、駐車場代等は除く）	×展示会等に参加するための旅費・宿泊費 ×販売のみを目的とし、販路開拓に繋がらない商談会等への参加に係る費用

開 発 費	・試作品開発に係る委託費 ※販売可能と認められる商品等の開発費用、サンプル・デモ品等は補助対象経費となりません。 ・パッケージデザイン費等	×パッケージの印刷等の費用
借 料	・機器、設備、備品、ソフトウェア（ライセンス期間に定めのあるもの）等のリース料・レンタル料等 ※賃貸借等契約期間のうち補助対象期間に係る費用	×土地、建物、施設等の賃借料（駐車場代を含む） ×既に導入しているソフトウェアの更新料等（高性能化を含む）
機 械 装 置 等 費	・機器、設備、備品、通信機器等の購入費 ・食品の調理販売を目的とした冷蔵・冷凍・保温設備等を有する移動販売専用車両（キッチンカー）	×消耗品費等（10万円（税抜）未満の機械装置等費を含む） ×福利厚生のための設備、装飾品等の購入費 ×既に導入しているソフトウェアの更新料等（高性能化を含む） ×車両の購入費（左記の車両を除く） ×売電が可能な再生エネルギー設備等の導入費用 ×廃棄処分費
外 注 費	・店舗改装費、委託費、教育訓練費（公的資格取得費を除く）	×建物等の増築・増床等を含めた不動産の取得 ×建物等の原状復帰を目的とした修復・修繕費 ×廃棄処分費 ×外注費（委託費、再委託費等を含む）の積算根拠や成果物等が明示できない費用
他	・上記のほか、公益財団法人三重県産業支援センター理事長が特に必要と認める経費	

（※注） 完全事業消費再生可能エネルギー装置等を導入予定の申請者においては、本補助事業で取得する発電設備等により電力会社等へ売電を行わない旨の「確約書」（別紙様式6）を申請時に提出すること。

支出計画書（第1号様式の3）に記載する経費費目ごとの各内容は、経営向上計画書（第1号様式の2）においてどのように活用するのか具体的に記載し、課題解決に向けて適切な支出内容であることを明確にする必要があります（適切な支出計画と判断できない場合は、補助対象経費として認めない場合があります）。

なお、1取引50万円（税抜）以上を要する支出計画がある場合、積算根拠を明らかにする見積書を申請時に添付する必要があります。

（2）補助対象とならない経費

前記の各費目に係る「補助対象とならない経費」のほか、次の①～②の経費は補助対象となりません。

なお、本内容は申請しようとする全ての事業に対応してはおりません。補助対象の可否が不明な経費等については、お問い合わせの上申請してください。

また、交付決定を受けた補助事業の「支出計画書（第1号様式の3）」に記載された経費であっても、補助金額の確定審査において、補助対象とならない経費が含まれていることが判明した場合は、当該経費を補助対象経費から除外して補助金額の確定を行います。

補助対象経費合計額が100万円未満となった場合は、補助金額が下限額を下回るため補助金は交付されません。

当該確定審査においては、提出された支出を証明する証拠書類に不明瞭な点が確認された場合（発注先、取引金額の妥当性が認められない場合など）は、補助事業者に連絡のうえ直接見積り先や取引（委託）

先に対して聞き取り調査や必要書類の提出を求めることがあります。

①必要な経費支出関係の書類を用意できないもの

②補助対象期間外に発注、契約、購入、支払い（前払いを含む）等を実施したもの

※交付決定前に既にアカウントを取得している場合のインターネット広告掲載、契約締結済の借料等も補助対象外。ただし展示会等への出展の申込みについてのみ、交付決定前の申込みでも補助対象とします（請求書の発行・支払いが交付決定日以後でなければ補助対象になりません）。

③補助事業計画の目的・実施に供しない費用、また、家事費用と明確に区分できない費用等

④自社内部の取引及びそれと同等と認められるもの

⑤補助事業に係る支出詳細（見積発注先・仕様内容・費用明細・事業成果等）が不明確、もしくは発注額が実勢価格に比し極めて高額など妥当性に欠けるもの、補助事業で取得した資産等が補助事業者に帰属することが明らかでないもの、また提出された証拠書類によって補助対象事業と確認ができない費用等

⑥機械装置等を商品として販売・賃貸する事業者が行う、当該機械装置等の購入・仕入れ（デモ品・見本品とする場合でも不可）に係る費用等

⑦機械装置等費の取得単価が10万円（税抜）未満のもの

⑧中古品の取得については、以下の要件を全て満たす必要があります。なお、中古品に係る修繕費等は購入費に含めることはできません。

○取得機械等の購入単価が50万円（税抜）未満であること

○2者（中古品販売事業者に限る）以上から見積書を取得すること

○中古品であっても製品機能等が新品と同様であることを証する発注先が発行する書面を添付すること

⑨「不動産の取得」⇒「建物の増築・増床」や「小規模な建物（物置等）の設置」の場合、次の（ア）～（ウ）の要件すべてを満たすものは、「不動産の取得」に該当し補助対象となりません。

（ア）外気分断性：屋根及び周壁またはこれに類するもの（三方向以上壁で囲われている等）を有し、独立して風雨をしのぐことができること

（イ）土地への定着性：基礎等で物理的に土地に固着していること

（ウ）用途性：建造物が家屋本来の目的（居住・作業・貯蔵等）を有し、その目的とする用途に供しうる一定の利用空間が形成されていること

⑩オークションによる購入（インターネットオークションを含む）

⑪役員報酬、人件費

⑫電話代、インターネット利用料金等の通信費、光熱水費等

⑬名刺や文房具などの事務用品費、その他の消耗品費

⑭雑誌購読料、新聞代、団体等の会費

⑮税務申告等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用

⑯金融機関などへの振込手数料、代引手数料、インターネットバンキング利用料、各種キャンセルに係る取引手数料等

⑰公租公課・各種保証料・保険料・保守料

⑱借入金などの支払利息及び遅延損害金

⑲免許・特許等の取得登録費、諸資格取得費

⑳補助金申請書類・実績報告書等の作成・送付・手続きに係る費用

㉑上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

6 申請手続き等の概要

(1) 公募期間

令和8年8月18日（火）～令和8年9月10日（木） ※消印有効

(2) 申請書類

賃金引上げ計画書(第1号様式の5)が変更されていますのでご注意ください。

申請書類は、次ページの①～⑩について各1部を提出してください。

申請書類の様式は、三重県産業支援センターのホームページからダウンロードしてください。申請書類は提出前に「申請時の提出書類チェックリスト（別紙様式3）」にて漏れが無いよう必ずご確認ください。提出された書類は、審査のためにのみ使用し、不採択となった場合も返却しませんのでご了承ください。

ださい。また、内容について問い合わせする場合がありますので、必ずコピー等控えを備えてください。

注) 交付申請書(第1号様式)に記載する申請者所在地は、郵便物が必ず受け取れる所在地を記載してください。

- ・法人の場合⇒履歴事項全部証明書の本店所在地
- ・個人の場合⇒事業所所在地または住民票の住所地

- ① 交付申請書(第1号様式)
- ② 経営向上計画書(第1号様式の2《別紙を含む》)
- ③ 支出計画書(第1号様式の3)

※1取引50万円(税抜)以上の支出計画がある場合、補助事業に係る見積書の提出が必要です。

- ④ 役員等に関する事項(第1号様式の4)
- ⑤ 賃金引上げ計画書(第1号様式の5《別紙を含む》)
- ⑥ 労働時間等を明記した労働基準法に基づく直近3か月分の賃金台帳の写し(対象従業員分)
- ⑦ 完全事業消費費用再生可能エネルギー装置を導入予定の申請者は、本補助事業で取得した発電設備等により電力会社等への売電を行わない旨の「確約書」(別紙様式6)

※実績報告時に電力会社等との契約書の写しの提出を求めています。

- ⑧ 直近1期分の財務諸表の写し
 - ・法人の場合は、貸借対照表、損益計算書(販売費及び一般管理費明細書、製造原価報告書を含む)
 - ・個人で青色申告の場合は、確定申告書(第一表・第二表)、青色申告決算書(全てのページ)
 - ・個人で白色申告の場合は、確定申告書(第一表・第二表)、収支内訳書(全てのページ)

- ⑨ 法人の場合は、履歴事項全部証明書の写し、個人の場合は、住民票抄本の写し(いずれも交付申請日から6か月前以内に発行のもの)

※主たる事務所または事業所の所在地等、申請者が補助対象要件を充足するか確認するため、追加資料の提出を求めています。

- ⑩ 事業継続力強化計画に係る加点措置を希望する申請者においては「事業継続力強化計画」の認定通知の写し及び「事業継続力強化計画」の計画書

注1) 上記①～⑩の提出書類に不足や不備がある場合は、審査の対象とならない場合があります。申請手続きに当たっては、必ず「Q&A」、「交付申請書記載例」、「申請時の提出書類チェックリスト(別紙様式3)」を参照いただき、各様式の記載漏れ、記載誤り並びに提出書類の添付漏れがないことを十分確認してください。

注2) 「三重県版経営向上計画認定申請区分」を「ステップ3」で申請する場合、収支計画・資金計画等が明確で合理的な事業計画となっていることを要します。これらを満たしていない場合には加点措置が受けられないばかりでなく、「ステップ3」の審査基準でのみ評価を行うため採択の対象なりません(「Q&A」Q41参照)。

申請に際しては、認定申請区分の選択を十分ご検討ください。

(3) 申請方法

申請書類一式は、下記の【申請書提出先】宛に郵送してください。持ち込み、FAX、電子メール及び「三重県電子申請・届出システム」による申請は受け付けられません。

【申請書提出先】〒514-0004 三重県津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル5階

公益財団法人三重県産業支援センター 経営支援課 生産性向上補助金 係

(4) 採否決定審査に関すること

① 審査方法・基準

申請書類、添付資料等による要件審査の後、下記の基準に基づく審査を実施します。

※「令和2年度三重県経営向上支援新型コロナ危機対応補助金」以降の補助金事業において、補助金交付要領の違反や書類の未提出があった事業者等は、審査の対象となりません。

審査基準

- ① 必要性: エネルギー価格等高騰に対応した取組であるか。
- ② 目的性: エネルギー価格等高騰の影響緩和を意識して意欲的に経営の向上に取り組む事業計画であるか。また地域社会に貢献する事業計画であるか。
- ③ 実現可能性: 事業計画は、具体的で実現可能性が高いものとなっているか。
- ④ 有効性: 事業計画は、エネルギー価格等高騰の影響緩和に対して効果が期待されるものか。

---- 【次ページへ続く】 ----

- ⑤合理性：事業実施に必要なかつ適切な事業積算となっているか。
- ⑥賃金引上げ：従業員の賃金引上げの計画は、事業実施の効果として適切かつ効果的な内容となっているか。また、その内容は実現可能なもの。
- ⑦「三重県版経営向上計画認定申請区分」を「ステップ3」で申請を行った場合：収支計画・資金計画等が明確で合理的な事業計画となっているか。

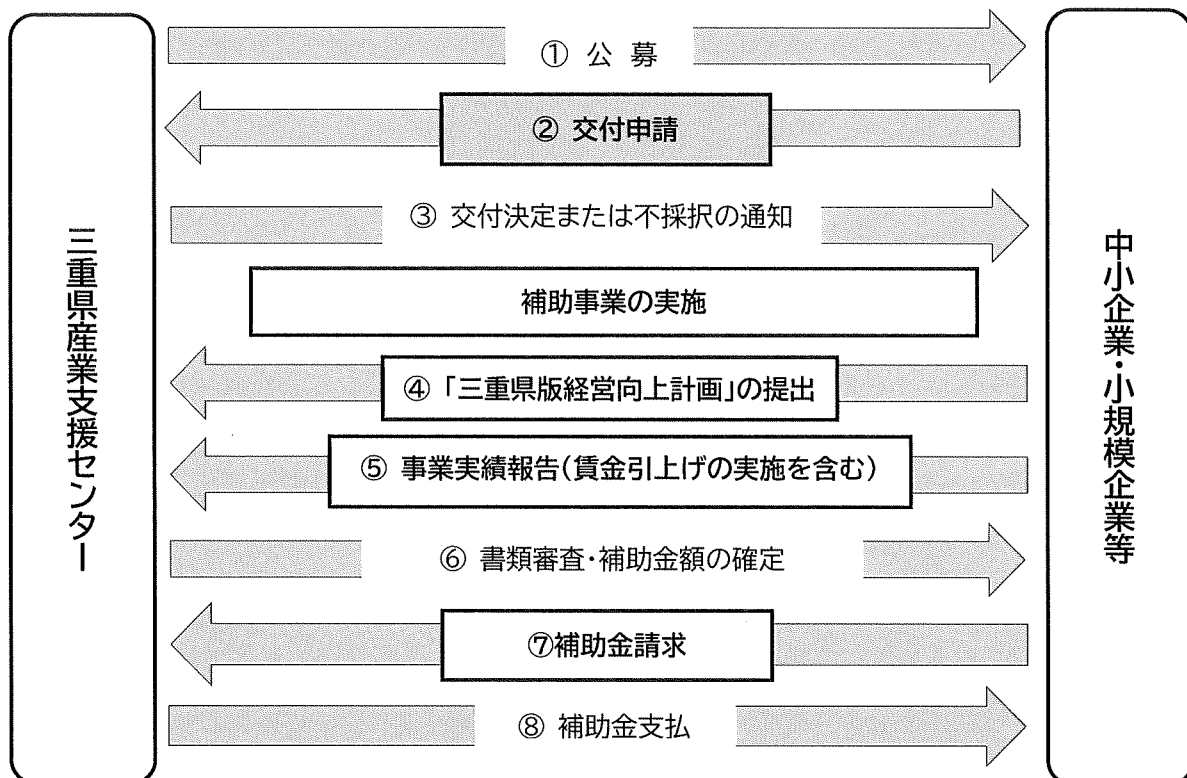
※次の申請者については審査に際し加点措置を行います。

- ①「三重県版経営向上計画認定申請区分」を「ステップ3」とし、申請内容が「ステップ3」の審査基準等の要件を満たす事業者
- ②申請締切日時点で有効な「事業継続力強化計画」を取得している事業者
- ③令和4年度以降に三重県が実施した「エネルギー価格等高騰対応生産性向上・業態転換支援補助金」等の採択を受けていない事業者

②審査結果の通知

審査結果については、書面の郵送により申請者全員に通知します。（令和8年10月中旬予定）

（5）公募から補助金支払いまでの流れ



7 留意事項

（1）事業全般に係る留意事項

- ①『令和8年三重県エネルギー価格等高騰対応生産性向上・業態転換支援補助金交付要領※¹』を遵守するとともに、『補助事業実施の手引き※²』を熟読し、善良な管理者の注意をもって補助事業を実施しなければなりません。

※1）三重県産業支援センターのホームページから確認できます。

※2）交付決定日（令和8年10月中旬予定）以降、三重県産業支援センターのホームページから確認できます。

- ②不正または虚偽による補助金の受給があった場合は、補助金の返還を求めます。
- ③正当な理由がなく、賃金引上げ計画書（第1号様式の5）に基づく賃金引上げ（賃金引上げの時期、対象者、引上げ額）が行えなかった場合、また補助対象事業者の事業内最低賃金が三重県内で働くアルバイトやパート労働者等の名称及び年齢を問わず全ての労働者に適用される最低賃金を満たしていない場合は、補助金の交付決定の一部または全部を取り消し、補助金を返還していただく場合があります。

ます。

- ④補助事業が完了し実績報告書が提出されても、賃金引上げの実績が示されない場合は、補助金の交付はされません。賃金引上げの完了をもって全ての補助事業が完了したものとします（定期昇給適用事業者で実績報告書提出時に賃金引上げ時期が未到来の場合を除く）。
- ⑤同一事業者が同一内容で本制度以外の国・市町等が助成する他の制度（補助・委託事業等）を活用して重複する補助事業を実施している場合には本補助金の対象となりません。
- ⑥補助金交付申請額の算定段階において、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額は、補助対象経費から除外して算出してください（ただし、免税事業者、簡易課税事業者及び2割特例事業者はこの限りではありません）。
- ⑦代表者及び法人の場合はその役員（業務を執行する役員、取締役、執行役、監査役、またはこれらに準ずる者を言い、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役、監査役、またはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者）が、「三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱」の別表に掲げる一に該当することが判明した場合は、交付決定後であっても交付決定を取り消します。

（2）事業実施に係る留意事項

- ①補助対象経費の支払方法は、銀行振込が原則です。補助金執行の適正性確保のため、1取引10万円（税抜）以上の現金払いは認められません。また小切手・手形による決済は認められません。クレジットカードによる支払いは、当該法人または個人事業主本人の名義によるもので、補助対象期間中に引落としが確認できる場合のみ認められます（納品日や完了日が補助対象期間中であっても口座からの引き落とし日が補助対象期間外であれば、その取引は補助対象となりません）。決済は法定通貨とします。
- ②本補助金申請時には、1取引50万円（税抜）以上の支出計画がある場合は1者以上の見積書の提出が必要です。（交付決定後の補助事業の実施においては、1取引10万円（税抜）以上の支出計画に係る発注（契約）業者の決定は、2者以上から見積書を取得して決定する必要があります。）
- ③交付決定後の補助事業の実施において、申請書に記載した経費の配分や補助事業の内容を変更しようとする場合、または補助事業を中止、廃止しようとする場合は、あらかじめ各申請書を提出し、承認を得なければなりません。
なお、補助事業の変更の場合は、変更の承認日以降でなければ、変更に係る事業の実施（発注・契約等）はできません。
- ④補助事業を完了したときは、その日から起算して30日を経過した日、または令和9年2月10日（水）のいずれか早い日までに、事業実績報告書を提出する必要があります。
- ⑤補助事業の進捗状況を確認するため、実地検査に入ることがあります。その際、事業計画に見合った成果が見込めないと認められる場合は、補助金の交付の決定を取り消すことがあります。
- ⑥本補助金は、会計上、補助金の額の確定を受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税・所得税の課税対象となります。

（3）その他

- ①申請時に提出された個人情報は、以下の目的のために使用し補助金交付元である三重県と共有します。
 - ◇補助事業の適正な執行のために必要な連絡
 - ◇経営活動状況等を把握するための調査（事業終了後においても同様）
 - ◇その他補助金事業の遂行に必要な活動
- ②物品の購入や発注は、可能な限り三重県内の事業者を活用してください。
- ③本補助事業において売電可能な設備は補助対象となりません。完全事業消費再生可能エネルギー装置を導入予定の申請者においては、本補助事業で取得する発電設備等により電力会社等へ売電を行わない旨の「確約書」（別紙様式6）を申請時に提出してください。
- ④採択事業者は、名称及び所在地（市町）を三重県ホームページで公表します。
- ⑤補助金申請時に作成した第1号様式の2に記載した事業計画に基づいて、第1号様式「4三重県版経営向上計画認定申請区分」において選んだステップ区分により、「三重県版経営向上計画」ステップ2

又はステップ3を作成のうえ、必ず令和8年12月25日（金）までに公益財団法人三重県産業支援センターに提出し、令和8年度内に三重県の認定を受けてください。

※三重県版経営向上計画については、Web 上から[三重県版経営向上計画](#)にて検索してください。

令和8年三重県エネルギー価格等高騰対応生産性向上・業態転換支援補助金(第3期)

Q&A

【補助金の対象要件に関すること】

Q1 エネルギー価格等高騰の影響を受けている者とは？【共通】

A1 エネルギー価格等高騰の影響を受けている者とは、エネルギー価格自体の高騰やエネルギー価格の高騰に起因する物資やサービスの価格の高騰により何らかの影響を受けている中小企業・小規模企業等が該当します。

Q2 エネルギー価格等高騰の影響を緩和するための取組とは、エネルギー使用量の削減を含む取組とする必要があるか？【共通】

A2 エネルギー使用量の削減を含む取組については当然対象となりますが、必ずしもエネルギー使用量の削減を求めるものではなく、エネルギー価格高騰の影響による利益の減少等を補うための販路拡大や新分野への展開等の取組でも対象となります。

Q3 小規模企業等とは、どのような事業者ですか？【一般】

A3 公募案内(一般コース)の1ページをご確認ください。

中小企業者、組合及び連合会等に該当する企業等のうち、下表の要件を満たす事業者が該当します(ご不明な場合は個別にお問い合わせください)。

業種区分	常時使用する従業員数
商業・サービス業(宿泊業・娯楽業を除く)	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	20人以下
製造業その他	20人以下

※「商業」とは、卸売業・小売業を指します。

Q4 この補助金を利用できないのは、どのような法人ですか？【共通】

A4 企業につきましては、公募案内(賃上げコース、一般コースとも)1ページをご確認ください。

このほか、社会福祉法人、医療法人、学校法人、農事組合法人(農業法人は利用可)、公益社団・財団法人、農業協同組合、生活協同組合、有限責任事業組合(LLP)については三重県版経営向上計画の申請対象とならないため、この補助金の対象となりません(ご不明な場合は個別にお問い合わせください)。

Q5 追加資料が必要な事業者は、どのような法人ですか？【共通】

A5 県外に登記上の本社等がある事業者や住所が県外である個人事業主につきましては、主たる事業所が三重県内にあることが分かる資料が必要となります。

また、一般社団法人や一部の組合及び連合会については構成員の2/3が中小企業者であることを示す資料(構成員名簿等)が必要となります(詳細はお問い合わせください)。

Q6 士業法人は対象となりますか？【共通】

A6 監査法人、税理士法人等の士業法人は、会社法の合名会社の規定を準用して実質的に会社形態をとっていると認められることから、中小企業基本法に規定する「会社」の範囲に含むものとして解されて、対象となります。

Q7 補助金を利用できる業種に制限はありますか？〔共通〕

A7 業種による制限はありません。

Q8 三重県内に事業所がなくても申請できますか？〔共通〕

A8 三重県内に主たる事務所又は主たる事業所がない場合は申請できません。原則として法人の場合は登記上の本店、個人事業主の場合は(事業の活動拠点としての)主たる事業所が三重県内にあるか否かで判断します。

県外に登記上の本店があるものの三重県内に主たる事業所がある場合につきましては、三重県内に事業所があること、かつ三重県内の事業所が主たる事業所であることを示していただく必要があります。

例:履歴事項全部証明書に三重県内の事業所が登記されており、かつ三重県内の事業所の従業員が最も多い など

Q9 創業から間もない企業や、事業を引き継いだばかりの個人事業主でも申請できますか？〔共通〕

A9 申請可能ですが、当補助金はエネルギー価格等高騰の影響を受けていることを要件としているため、事業計画にエネルギー価格等高騰の影響や課題を記載していただく必要があります。

なお、創業から間もないために確定申告書や決算書を提出できない場合は、①開業届(法人は不要)及び②事業実態が分かる書類(合計残高試算表や直近の売上台帳など)を提出してください。ただし、三重県版経営向上計画認定申請区分ステップ3で申請の場合は、1年以上の事業実績を要します。

Q10 個人事業主から法人成りして間もない企業でも申請できますか？〔共通〕

A10 法人成りして間もない企業についても申請は可能です。この場合は法人成り以前の個人事業主の確定申告書の写しや決算書類も提出してください。

Q11 県外で実施する事業についても申請可能ですか？〔共通〕

A11 三重県内の事業所で実施する事業であることが前提です。

このため、県外に支店を設けるための費用や県外の支店への機械の導入については対象外となります。

ただし、県内事業所の売上向上を図るために実施する事業(県外で実施する広報活動や県外展示会等への参加等)は対象となります。

(例):個人事業主(名古屋市在住)、桑名市の工場(主たる事業所)への機械設置は○
個人事業主(名張市在住)、大阪市の店舗(主たる事業所)の改装は×
桑名市の小売店が愛知県から顧客を呼び込むために愛知県で実施する活動は○

Q12 任意団体は申請できますか？〔共通〕

A12 申請時点で法人格のない任意団体は、申請できません。

Q13 申請すれば必ず補助金が交付されますか？〔共通〕

A13 予算の範囲内となり、かつ審査がありますので、必ず交付される訳ではありません。

Q14 賃上げコースと一般コースに分かれています、それぞれどのような事業者が申請できますか？【共通】

A14 賃上げコースは、従業員の賃金引上げに取り組む中小企業・小規模企業等が申請できます。一般コースは、A3でお示した小規模企業等のみ申請ができます。

【賃金引上げに関すること】

Q15 賃金引上げの対象となる従業員の範囲はどうなりますか？【賃上げ】

A15 本補助金において賃金引上げの対象となる「従業員」とは、「常時使用する従業員」を指します。判断に迷われる場合は、以下の分類例を参考にしてください。ご不明な場合はお問合せください。

○賃金引上げの対象に含まれる従業員(例)

・期間を定めず雇用されている正社員など、経営の基盤を支える常勤スタッフ

○賃金引上げの対象に含まれない従業員(例)

・短時間労働者：パート・アルバイトなど、他の労働者と比べて労働日数や時間が短い従業員

・一時的な雇用者：日雇労働者など

・特定の在留資格者：労働そのものを主目的として雇用契約を結ぶわけではない外国人技能実習生など

Q16 事業所内の最低賃金はどのように算定するのですか？算定するときに含まれる手当の種類や月給制の場合の扱いはどうなりますか？【賃上げ】

A16 事業所内の最低賃金の算定方法は、地域別最低賃金と同様の考え方であり、最低賃金法第4条及び同法施行規則第1条ないし第2条の規定により算定され、同法第4条第3項第3号の「当該最低賃金において算入しないことを定める賃金」である精皆勤手当、通勤手当及び家族手当は除外されます。

※なお、一部の手当等を減額する場合の取扱い〔Q18〕にご留意ください。

[参考：最低賃金の対象となる賃金]

最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金に限定され、以下の賃金は最低賃金の対象外とします。

(1)臨時に支払われる賃金(結婚手当など)

(2)1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)

(3)所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)

(4)所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)

(5)午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)

(6)精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

Q17 賃金の引上げはいつまでに行えばよいですか？【賃上げ】

A17 賃金の引上げは、申請日以降から事業実施期限までに実施しなければなりません。

補助事業が完了し実績報告書が提出されても、賃上げの実績が示されない場合は、補助金の交付はされません。賃上げの完了をもって全ての補助事業が完了したものとします(定期昇給適用事業者で実績報告書提出時に賃上げ時期が未到来の場合を除きます)。

なお、正当な理由がなく、賃金引上げ計画書(第1号様式の5)に基づく賃金引上げが行えなかった場合、また補助対象事業者の事業内最低賃金が三重県内で働くアルバイトやパート労働者等の名称及び年齢を問わず全ての労働者に適用される最低賃金を満たしていない場合は、補助金の交付決定の一部又は全部を取り消し、補助金を返還していただく場合があります。

Q18 賃金体系を見直し、手当等を減額して基本給を引き上げた場合でも、本補助金の引上げと認められますか？〔賃上げ〕

A18 賃金体系を見直しの一部の手当を減額し、当該減額分以上に基本給を引き上げた結果、諸手当を含む賃金の合計額が見直し前と比較して増額となる場合は本補助金において「賃金引上げ」の対象となります。

Q19 今年度、既に賃金引上げを行った場合、本補助金申請を「賃金を引き上げる計画」とすることができますか？〔賃上げ〕

A19 申請前に行った賃金引上げをもって、「賃金を引き上げる計画」として申請することはできません。

【他の制度との併用に関すること】

Q20 本補助金と他の補助金の併用は可能ですか？〔共通〕

A20 補助対象が異なる場合は、併用可能です。

※この補助金で購入するものについて、他の補助金を充当することはできません。

この補助金で機械Aを購入、B補助金で機械Cを購入⇒○

この補助金とB補助金で併せて機械Cを購入⇒×

【対象となる取組に関すること】

Q21 この補助金の対象となるのは、どのような取組ですか？〔共通〕

A21 エネルギー価格等高騰の影響を受けている中小企業・小規模企業等が実施する、エネルギー価格等高騰の影響を緩和し、従業員の賃金引上げ等につなげるために実施する生産性向上や業態転換の取組が対象です。

エネルギーの使用量を抑制する取組に限定するものではなく、利益の減少を売り上げの向上で補う取組等も、エネルギー価格等高騰に対応して生産性向上・業態転換に取り組んでいく計画であれば対象となります。

Q22 「生産性向上」や「業態転換」とは、具体的にどのような取組ですか？〔共通〕

A22 以下のような取組が該当します。

- (1)省エネルギー機器や完全事業消費再生可能エネルギー装置の導入による生産性向上の取組
 - ・太陽光パネルの設置や機械の省エネルギー化等
 - (2)省力化・作業効率化・生産能力増強等のための設備導入やDXの導入による生産性向上の取組
 - ・機械の導入や工程の見直し等による生産やサービス提供の効率化
 - ・生産能力の高い加工機器を導入することによる、時間当たりやエネルギー量当たりの製造量の増強
 - ・DX化による製品検査の効率化や顧客管理システムの整備、受注システムの構築等による生産性向上の取組
 - (3)サプライチェーンの強靱化のための部素材の内製化、製造工程の見直し等の事業再構築の取組
 - ・部素材の内製化に係る機械設備購入、製造工程の見直しのための機械配置変更やその計画
- (例)：複数の工場に分散していた製造工程を一か所に集約し、生産効率の向上を図る。

- (4) 需要が見込める分野にシフトして収益の柱を作る事業再構築の取組
 - ・新製品や好調な製品への生産ライン転換
- (5) 新商品・新サービスの開発、新事業の立ち上げ等による事業再構築の取組
 - ・新商品や新サービス開発に関する市場調査、生産設備、広報活動
- (6) 新たな需要が見込めるブランド力強化や新たな顧客層の掘り起こしにつなげるための販路開拓の取組
 - ・既存商品の新たな需要を提案するための広報や販路開拓
 - ・これまで大量生産して量販店で販売していたものをデザインやネーミングを変更し、BtoCへ対応
 - ・これまでと異なる顧客層へのアプローチを図るための広報や企画
(例)：オフィスへの弁当配達から個人向けの店頭販売への事業の中心の切替
 - ・ネット通販に不慣れな高齢者にも利用しやすいようにするホームページの改修
- (7) その他エネルギー価格等の高騰に対応するための取組

Q23 エネルギー価格等高騰の影響とは、具体的にどのようなことをいうのですか？
【共通】

A23 エネルギー価格等高騰の影響を受け、製造にかかる原価(光熱水費、原材料費等)が上昇しているケース、光熱費や燃料費の高騰で店舗維持費、輸送費が上昇しているケース等となります。
 申請に際して、事業計画にはエネルギー価格等の高騰の影響に対応して、どのように経営向上につなげることを想定しているかなどの視点を盛り込んでいただきますようお願いします。

Q24 自社工場の電気代の一部を賄う発電設備等を導入する場合でも補助対象とならないのですか？ **【共通】**

A24 売電ができない完全事業消費用再生可能エネルギー装置を導入する場合に限り、補助対象となります。

Q25 自宅兼店舗において自家用発電設備等(蓄電池を含む)を導入し、使用電力量を削減しようとする場合は補助対象となりますか？ **【共通】**

A25 自宅と店舗の電力量が明確に分かれており、かつ発電した電力が事業用のみに充てられている場合は補助対象となりますが、発電した電力が自宅と店舗の両方に充てられている場合や、自宅と店舗のどちらに充てられているか不明確な場合は補助対象とはなりません。

【補助対象経費に関すること】

Q26 交付決定前に購入した物品の購入経費は対象となりますか？ **【共通】**

A26 交付決定前に契約・発注及び納品を受けたものについては、補助対象になりません。交付決定日以降に発注し、補助対象期間中に納品、支払等が完了した経費が対象となります。

Q27 交付申請を提出する際に、見積書を添付する必要がありますか？ **【共通】**

A27 1取引につき50万円(税抜)以上の支出を計画する場合は、参考となる見積書を必ず添付し積算根拠についても明確にする必要があります。

支出計画書(第1号様式の3)に記載する経費費目ごとの各内容は、添付する見積書の内容をもとに経営向上計画書(第1号様式の2)においてどのように活用するのか具体的に記載し、課題解決に向けて適切な支出内容であることを明確にする必要があります(適切な支出計画と判断できない場合は、補助対象経費として認めない場合があります)。

Q28 交付の決定を受けた後、発注する際には、必ず見積書を2者以上から取得する必要がありますか？ **【共通】**

A28 10万円(税抜)以上の取引に係る発注先(委託先)の選定にあたっては、2者以上から見積書を取得する必要があります。

なお、発注内容の性質上、複数者からの見積書を取ることが困難な場合は、1者のみからの見積書取得で契約することができますが、その場合、当該発注先を契約の相手方とした理由を説明した理由書の提出が必要となります。

Q29 新事業のために工場設備を改装する費用は補助対象となりますか？ **【共通】**

A29 エネルギー価格等の高騰の影響に対応するための生産性向上・業態転換に必要な改装費は補助対象です。ただし、建物・施設、土地等不動産(登記可能なもの)の取得費(増築を含む)は対象外です。

Q30 新事業のために新しく事務所を作る費用は補助対象となりますか？ **【共通】**

A30 事業実施のために必要な改装費、内装費、電気設備や通信設備等の整備費、什器、ICT機器、リモートワーク対象機器等の購入費は補助対象です。ただし、オフィス賃料、敷金・礼金・保証金等、仲介手数料等、事業に直接関係のない福利厚生のための設備や装飾品の購入費は対象外です。

また、事業に関するものであっても、不動産取得費用(建物の新築・増築や土地等登記可能なもの)は対象外です。

Q31 汎用機器(パソコン等)の購入費は補助対象となりますか？ **【共通】**

A31 事業計画に基づく用途に使用するものであり、他の用途での使用(目的外使用)がないと整理できる場合には、パソコンやタブレットなどの汎用機器であっても、補助対象となり得ます。

ただし、補助金交付後に目的外使用が判明した場合は、補助金交付決定取消・返還の対象となります。

Q32 電力会社に電気を販売するための太陽光発電装置は対象となりますか？

【共通】

A32 売電することが可能な発電装置は本事業の補助対象とはなりません。

本補助事業の対象となる発電装置は完全事業消費用発電を目的としたもののみとなります。

このため、本補助金で購入した設備で売電を行わない旨の「確約書」(別紙様式6)の提出を求めます。

売電を行っていること、または売電することが可能な設備を導入したことが判明した場合は、交付決定を取り消すとともに、補助金交付後であっても返還を求めることとなりますのでご注意ください。

Q33 機械装置等費は消耗品も含みますか？ **【共通】**

A33 消耗品は対象とはなりません。

耐用年数が1年以上あり、資産計上するものについて対象とします。ただし、10万円(税抜)未満の機械装置等は補助対象とはなりません。

なお、消耗品であっても通常他の機械装置等と「一式」で扱うものであれば対象とします。例えば次のような場合は一式として扱うことができます。

・パーティション、稼働式書庫、OAフロア等

複数の部品で売られていても、それらを組み合わせてでなければ機能をなさないの、「パーティション一式」「稼働式書庫一式」等としてまとめていただくことができます。収納庫などでも、ベースと本体を組み合わせないと使用できないものは同様です。また、空調設備や電気設備な

ども同様の考え方で一式として計上することが可能です。

ただし、個別に使うことが可能な複数の書庫などをまとめて「一式」とすることはできません。

・製造機器等

部品やユニット単位では用をなさないため、一式として計上できます。

※ 一式として計上する場合、実績報告時に提出していただく見積書、請求書等でも、「一式」として記載するようにしてください。

Q34 機械装置やパソコンのリース料は補助対象となりますか？【共通】

A34 補助事業の実施に直接必要な機器・設備等のリース・レンタル契約を交付決定後に契約し、補助対象期間内に支払が完了した補助対象期間分のリース・レンタル料に限り対象となります。

Q35 ソフトウェアの購入費は補助対象となりますか？また、費目は何費ですか？【共通】

A35 ソフトウェアの購入についてはパッケージソフトに限らせて頂きます。ただし、交付決定日以前に契約したソフトウェアの追加・更新費等は補助対象となりません。費目はライセンス期間に定めがあるか否かによって異なります。

・ライセンス期間に定めがあるソフトウェア

ライセンス期間に1年、3年等の定めがあるソフトウェア(いわゆるサブスクリプション)の場合、補助対象期間内に支出したものについて、補助対象期間分に限り対象となります。費目は借料です。

・ライセンス期間に定めがないソフトウェア

ライセンス期間に定めのないソフトウェアの場合、購入価格全体が補助対象となります。費目は機械装置等費です。

Q36 中古品の購入代金は補助対象となりますか？【共通】

A36 以下の要件を全て満たす場合は補助対象となります。

(1)購入単価が50万円未満(税抜)であること

(2)購入価格の妥当性を示すため、2者以上の中古品販売事業者(個人やオークション(インターネットオークションを含む)からの購入は不可)から見積書を取得すること

(3)修理費用等は購入価格に含めないこと

(4)中古品であっても製品機能等が新品と同様であることを証する発注先が発行する書面を添付すること

【事業の運用に関すること】

Q37 交付決定や補助金の支払いはいつ頃になりますか？【共通】

A37 交付決定は令和8年10月中旬の予定です。補助金の支払いは、補助事業終了後(賃金引上げを含む)に実績報告書を提出していただき、補助金額の確定、精算払請求書の提出を経て行われます。

Q38 補助金に採択された場合、いつ頃から事業に着手できますか？【共通】

A38 補助事業に着手していただけるのは交付決定後です。交付決定前に発注した部分に係る経費については補助対象となりませんので、ご注意ください。

Q39 交付決定後に事業計画を変更することは可能ですか？【共通】

A39 止むを得ない事情により事業計画の変更が必要になる場合は認められることがありますのでご

相談ください。

なお、交付決定額の増額については認められません。

Q40 第1号様式の2(経営向上計画書)における地域社会への貢献(地域課題の解決)については具体的にはどのように記載すべきですか？【共通】

A40 本申請において生産性向上や業態転換につながる補助事業の取り組みが、地域経済社会等どのような成果効果をもたらすのかを記載ください。

(例1) 当店が所在する地域は、お年寄りが多く居住しているが、車が運転できず、自分で買い物に行くことができないため、不便を感じている方が多い。今回の計画である移動販売を行うことで、地域のお年寄りが、生活に必要な不可欠な食材などを必要な時に買うことが可能になる。

(例2) 今回、開発する新商品に〇〇市の隠れた名産である〇〇を活用することで、〇〇市及び〇〇の知名度アップに貢献することができる。また、新商品の評価が高まれば、〇〇自体の需要増加にもつながり、地域経済に貢献することができると考えている。

【審査に関すること】

Q41 「三重県版経営向上計画認定申請区分(ステップ3)」の申請に係る審査基準とは、どのような基準により評価されるのですか？【共通】

A41 以下の審査基準により評価します。

- 収支計画や資金計画について必要な項目がすべて正確に記述されているか
- 計画終了時の目標値(売上高、付加価値額、経常利益のいずれか)が直近決算期末と比べ伸びているか
- 上記の各計画内容についてその根拠が明確に示されているか
- 上記の根拠は、各計画内容の数値と整合性がとれているか
- 本補助事業の計画内容が、必要性、目的性、実現可能性、有効性、合理性を有しているか
- 賃上げコースの場合、上記に加え、賃金引き上げが経営状況等からみて実現可能性を有し、適正かつ効果的であるか

【加点に関すること】

Q42 これまでに三重県版経営向上計画の認定を受けたことがある場合、審査で有利になりますか？【共通】

A42 これまでに三重県版経営向上計画の認定を受けた事業者に対しての加点措置はありません。

Q43 すでに三重県版経営向上計画ステップ3の認定を取得しています。認定取得済の計画と同じ内容で補助金を申請した場合、加点されますか？【共通】

A43 加点されません。今回の補助金申請に当たって、新たに作成した計画について加点対象とします。ただし、すでに三重県版経営向上計画ステップ3の認定を取得している事業者が、新たな計画を作成する場合は加点の対象となります。

Q44 「事業継続力強化計画」を取得していれば、必ず加点されますか？【共通】

A44 本補助金の申請締切日時時点で有効な「事業継続力強化計画」であれば、申請書に、当該計画の認定通知の写し及び計画書を添付すれば加点されます。

【三重県版経営向上計画に関すること】

Q45 三重県版経営向上計画の認定は必ず受けなければならないのですか？【共通】

A45 補助金に採択された場合は、令和8年 12 月 25 日(金)までに三重県版経営向上計画(ステップ2以上)の申請書を提出し、令和8年度内に認定を受けなければなりません。

三重県版経営向上計画の詳細については、以下のURLのホームページをご覧ください。

<https://www.miesc.or.jp/support/contents/144/>

(または で検索)

Q46 過去に三重県版経営向上計画の認定を受けたことがあります、改めて認定を受けないといけないのですか？【共通】

A46 これまでに三重県版経営向上計画の認定を受けている場合でも、この補助金の採択を受けた場合は、今回の事業に基づく計画で改めて認定を受けてください。

Q47 この補助金に申請したら、自動的に三重県版経営向上計画の認定を申請したことになるのですか？【共通】

A47 三重県版経営向上計画の認定申請は、この補助金とは別に行っていただく必要があります。ただし、三重県版経営向上計画書の様式第1号及び様式第2号については、ステップ2の場合は、本補助金申請書の第1号様式の2及び別紙1の実施計画を参考に、また、ステップ3の場合は、本補助金申請書の第1号様式の2、別紙1の実施計画及び別紙2の収支計画・資金計画を参考にして作成してください。

三重県版経営向上計画については、お近くの商工会・商工会議所で作成支援をしておりますので、ご相談ください。

令和8年三重県エネルギー価格等高騰対応生産性向上・業態転換支援補助金 交付申請書

令和 年 月 日

公益財団法人 三重県産業支援センター 理事長 宛て

郵便番号 〒 -

所在地

名称(会社名又は屋号)

代表者職氏名

令和8年三重県エネルギー価格等高騰対応生産性向上・業態転換支援補助金交付要領第7条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

1 補助事業のテーマ

2 補助金申請額 金 _____ 円

3 実施する事業の種類(該当するもの全てに○をつけてください。)

☐	① 省エネルギー機器や完全事業消費再生可能エネルギー装置の導入等による生産性向上の取組
☐	② 省力化・作業効率化・生産能力増強等に向けた設備導入やDXの導入による生産性向上の取組
☐	③ サプライチェーンの強靱化のための部素材の内製化、製造工程の見直し等による事業再構築の取組
☐	④ 需要が見込める分野にシフトして収益の柱を作る事業再構築の取組
☐	⑤ 新商品・新サービスの開発、新事業の立ち上げ等による事業再構築の取組
☐	⑥ 新たな需要が見込めるブランド力強化や新たな顧客層の掘り起こしにつなげる販路開拓の取組
☐	⑦ その他エネルギー価格等の高騰に対応するための取組

4 三重県版経営向上計画認定申請区分(該当するものいずれかに○をつけてください。)

() ステップ2 () ステップ3

5 関係書類

- (1) 経営向上計画書(第1号様式の2《別紙を含む》)
- (2) 支出計画書(第1号様式の3)
- (3) 役員等に関する事項(第1号様式の4)
- (4) 賃金引上げ計画書(第1号様式の5《別紙を含む》)
- (5) 労働時間等を明記した労働基準法に基づく直近3か月分の賃金台帳の写し(対象従業員分)
- (6) 確約書(別紙様式6) ※完全事業消費再生可能エネルギー装置を導入する場合のみ
- (7) 直近1期分の財務諸表の写し
- (8) 法人の場合は履歴事項全部証明書の写し、個人の場合は住民票抄本の写し
- (9) 「事業継続力強化計画」の認定通知の写し及び「事業継続力強化計画」の計画書
※加点措置を希望する場合のみ

6 連絡先 ※担当者は、申請者の代表者または役員・従業員に限ります。

担当者名			
電話番号		FAX番号	
メールアドレス			

1 企業概要

申請者名・ 資本金・ 業種等	フリガナ			
	名称（会社名又は屋号）			
	資本金	万円		
	設立（創業）年月日	年 月 日 （代表者の年齢： 歳）		
	業種			
	常時使用する従業員の数（人）			
	代表者・専従者・常勤役員の数（人）			
	事業所の電話番号			
	ホームページ（URL）			
事業概要	【事業概要】			
	【顧客・市場の動向、競合他社の動向】 （※市場・顧客の状況等、事業の機会や脅威等について記入する。）			
	【自社の強み】			
	【自社の弱み】			
	【経営状況】 <経営状況の概要>			
	<直近2期の決算内容> 損益計算書から転記する。（千円）			
		前々期（令和 年 月）	前期（令和 年 月）	増減額
	売上高			
	営業利益			
	※			

※個人事業者の場合は「青色申告特別控除前の所得金額」を記入する。

2 経営の向上に係る計画内容

(1) 経営課題項目（該当項目に○（複数可））

①販路開拓	⑤生産性向上	⑨IT の活用
②人材の確保・育成	⑥新商品・新サービスの開発	⑩事業継続(防災・減災対策)
③資金繰り	⑦事業承継	⑪健康経営・働き方改革
④研究開発	⑧経費削減	⑫その他()

*課題は、計画終了までに「目標へ向けて実施すると決めたこと」を選択してください。

(2) 経営課題の内容及び計画内容

「計画のテーマ」 (40字以内)					
【経営課題】（※上記(1)経営課題項目の内容を具体的に記入する。） 【経営課題を解決する計画内容】（※専門家派遣ほか各種支援策を希望する場合は、解決する計画内容に希望する支援内容を記載する。） 【経営計画の目標】 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">目標時期（期間） (いつまでに)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>目標内容 (何を実現するか)</td> <td></td> </tr> </table> ※目標内容は、定量的な目標を記入する。（目標数値を含む目標としてください。）		目標時期（期間） (いつまでに)		目標内容 (何を実現するか)	
目標時期（期間） (いつまでに)					
目標内容 (何を実現するか)					

(3) 計画における地域社会への貢献

該当項目に ○（複数可）	地域社会への貢献項目	具体的内容
	雇用の拡大	
	地域活性化	
	その他 ()	

【要確認事項】本補助金の交付の決定を受けた場合、（令和8年12月25日（金）《厳守》までに）この第1号様式の2に記載した事業計画に基づいて、第1号様式「4 三重県版経営向上計画認定区分」にて選んだステップ区分により、「三重県版経営向上計画」（ステップ2又はステップ3）を提出する必要があります。

() ← 上記の「三重県版経営向上計画」の提出について確認していただいたら、()に○を記入してください。

(別紙1) 実施計画 (※専門家派遣等の支援策を希望する場合は、実施計画に時期内容を記載する。)

[illegible]

(別紙2) 収支計画・資金計画(ステップ3のみ作成の上、提出してください。)

※三重県ホームページにて「三重県版経営向上計画」の記載要領等を必ずご参照ください。

(1) 収支計画

(単位:千円)

	2年前 年 月	1年前 年 月	直近期末 年 月	1年後 年 月	2年後 年 月	3年後 年 月	4年後 年 月	5年後 年 月
①売上高								
②売上原価								
③売上総利益								
④販売費及び 一般管理費								
⑤営業利益								
⑥営業外利益								
⑦経常利益 (控除前所得) (⑤+⑥)								
⑧人件費								
普通償却額								
特別償却額								
リース・レンタル料								
⑨減価償却費								
⑩付加価値額 (⑤+⑧+⑨)								
⑪従業員数								

(各種指標の算出式)

※以下の下線付き丸数字は、青色申告の損益計算書の科目番号です。

「④販売費及び一般管理費」:(個人の場合)経費計⑫-利子割引料⑭-繰戻額等計⑮+繰入額等計⑯

「⑤営業利益」:(法人の場合)③売上総利益-④販売費及び一般管理費

(個人の場合)③売上総利益(差引金額⑦)-④販売費及び一般管理費

「⑦経常利益」:(法人の場合)損益計算書の経常利益

(個人の場合)⑤営業利益+⑥営業外費用(△利子割引料⑭)

「⑧人件費」:(法人)販管費[給与+役員報酬+法定福利費]+製造原価[労務費+福利厚生費等]

(個人)給与賃金⑰+福利厚生費⑱+専従者給与⑲

【注】派遣労働者・短時間労働者の人件費を外注費で計上した場合の費用等も計上してください。

「⑩付加価値額」:⑤営業利益+⑧人件費+⑨減価償却費

(数値の記載方法)千円未満については、四捨五入で記載してください。(①②④⑥⑧及び⑨の各項目)

経営の向上の程度を示す指標	現 状	計画終了時の目標額(計画期間)
1 ①売上高	千円	千円 (年 月~ 年 月(年計画))
2 ⑩付加価値額	千円	千円
3 ⑦経常利益	千円	千円

収支計画における売上高・経常利益等の積算根拠

--

(2) 資金計画（本計画に係る設備・システム等に関する投資、運転資金等）

決算期	所要経費		資金調達	
	項目	金額	項目	金額
1年後		千円	自己資金	千円
		千円	借入金	千円
		千円	(うち県単融資	千円)
年		千円	補助金	千円
月期		千円	その他	千円
	合計	千円	合計	千円
決算期	所要経費		資金調達	
	項目	金額	項目	金額
2年後		千円	自己資金	千円
		千円	借入金	千円
		千円	(うち県単融資	千円)
年		千円	補助金	千円
月期		千円	その他	千円
	合計	千円	合計	千円
決算期	所要経費		資金調達	
	項目	金額	項目	金額
3年後		千円	自己資金	千円
		千円	借入金	千円
		千円	(うち県単融資	千円)
年		千円	補助金	千円
月期		千円	その他	千円
	合計	千円	合計	千円
決算期	所要経費		資金調達	
	項目	金額	項目	金額
4年後		千円	自己資金	千円
		千円	借入金	千円
		千円	(うち県単融資	千円)
年		千円	補助金	千円
月期		千円	その他	千円
	合計	千円	合計	千円
決算期	所要経費		資金調達	
	項目	金額	項目	金額
5年後		千円	自己資金	千円
		千円	借入金	千円
		千円	(うち県単融資	千円)
年		千円	補助金	千円
月期		千円	その他	千円
	合計	千円	合計	千円

支 出 計 画 書

（単位：円）

			【事業者の消費税区分】 いずれかに○を付けてください。 ☐ 一般課税事業者 ☐ 免税・簡易課税・2割特例事業者	
経 費 費 目	内 容	規 格	経 費 内 訳 （単価×数量） （税込で記入）	補助対象経費額 ※一般課税事業者は税抜、 免税・簡易課税・2割特 例事業者は税込で記入
(1) 補助対象経費合計 ※100万円を下回る場合は申請できません。				
(2) 補助金交付申請額 (1)の1/2以内（千円未満切捨） （上限200万円 下限50万円）				

※「経費費目」は、《公募案内》2ページ・3ページに掲げる広報費、開発費などの各費目を記入してください。

※「補助対象経費額」は、一般課税事業者は税抜額で、免税事業者・簡易課税事業者・2割特例事業者は税込額で記入してください。

※ 積算の根拠となる見積書やカタログ等がある場合は、添付してください。

なお、1取引 50万円（税抜）以上を要する支出計画がある場合は、積算根拠を明らかにする見積書を添付しなければなりません。

役員等に関する事項

役 職 名	氏 名	フリガナ	生年月日 (元号で記入してください)	性別

注) 次に掲げる者を記載してください。

ア) 法人にあっては、非常勤を含む役員（監査役を含む）、支配人、支店長、営業所長及びその他これに類する地位にある者並びに経営に実質的に関与している者

イ) 個人にあっては、代表者

※記載漏れ、記載誤りがないことを十分確認してください。特に、記載漏れは審査の対象とならない場合があります。

※この書面によって、公益財団法人三重県産業支援センターが交付する補助金等から暴力団等を排除し、補助事業の適正な執行を確保するため、申請者（法人の場合は当該法人又はその役員等）が暴力団等に関係する者であるか否かを県警本部に照会します。

上記の件について、申請者において事前に役員等のすべてから必ず同意を得たうえで補助金等の申請を行って下さい。

賃 金 引 上 げ 計 画 書

本計画書での賃金引上げ対象者は、事業場内での「常時使用する従業員」の最低賃金者を含むものであり、労働日数や労働時間が短いパートタイム労働者等が含まれていないことを確約いたします。

令和8年 月 日

事業所名称: _____

代表者職・氏名: _____

1.賃金引上げ計画の概要					
※定期昇給制度の有無 いずれかに○印を付してください ()有り(毎年 月) ()無し					
2.事業所内の最低賃金	事業所内の全ての従業員での最低賃金 円(現況)				
3.常時使用する従業員の最低賃金を含む賃金引上げ内容 ※常時使用する従業員の最低賃金を含む引上げ計画であることを要します。 ※別紙の「常時使用する従業員に係る賃金等算出表」を作成のうえ、添付してください(全ての引上げ対象者分)。 ※「(6)賃金引上げ内容」は、賃金引上げ対象従業員全員の賃金引上げ計画内容を記載してください。 なお、対象従業員が多く書ききれない場合は、別紙(様式任意)に記入してください。	(1) 常時使用する従業員の最低賃金 円(現況) (2) 賃金計算期間 ~ (3) 賃金支払日 (4) 引上げ予定年月 令和 年 月 (5) 引上げ対象従業員数 人 (6) 賃金引上げ内容				
直近 3 か月以上の賃金台帳の提出が必要となります。	対象従業員氏名 (パートタイム労働者等は含まない)	採用年月 元号で記載	時間給または時間換算額		引上げ額
			引上げ前	引上げ後	
			円	円	円
			円	円	円
			円	円	円
			円	円	円

常時使用する従業員に係る賃金等算出表(時間額換算用)

※**全ての引上げ対象者**の提出が必要となります(複数名いる場合は、本票をコピーしてください)。

以下に、賃金引上げを行う常時使用する従業員の氏名を記入し、該当する賃金体系をチェックの上、①直近1か月分の賃金台帳に記載された賃金額と②所定労働時間数を記載して③時間給または時間換算額を算出してください。

●賃金引上げを行う常時使用する従業員の氏名

●時間給または時間換算表(記載する金額や時間は賃金台帳等と一致させてください)

該当する賃金体系に チェック		①直近1か月分の賃金台 帳に記載された賃金額	②所定労働時間数 下記の《表1》を参考	③時間給または時間 換算額 (①÷②)
☐	時 給 制			円
☐	日 給 制	円/日	(A) 時間/日	円
☐	月 給 制	円/月	(D) 時間/月	円
☐	歩 合 給 制	円/年	(E) 時間/年	円

※《表1》所定労働時間数を計算する労働時間数の計算方法

(A)	1日の所定労働時間数	(時間)	
(B)	1年間の所定労働日数	(日)	《365－(1年間の休日合計日数)》
(C)	1年間の所定労働時間数	(時間)	(A) × (B)
(D)	1か月の平均所定労働時間数	(時間)	(C) ÷ 12
(E)	1年間の所定内・所定外を含めた総労働時間数		

- (1)「所定労働日数」・「所定労働時間数」は、就業規則や労働契約に定められた、休日勤務や時間外労働を除く日数・時間数です。
- (2)「時間給または時間換算額」は、毎月支払われる基本的な賃金が対象です。このため、臨時的に支払われる賃金、賞与、時間外割増賃金、休日割増賃金、深夜割増賃金、通勤手当、家族手当、精皆勤手当等は対象となりません。

賃金引上げ対象の従業員は「常時使用する従業員」でなければなりません。日雇労働者及び他の労働者と比較して労働日数や労働時間が短いパートタイム労働者等は含まれません。また、労働を目的として雇用しない外国人技能実習生も含まれません。

令和8年三重県エネルギー価格等高騰対応生産性向上・業態転換支援補助金 交付申請書

令和8年8月28日

公益財団法人 三重県産業支援センター 理事長 宛て

郵便番号 〒514-8570
所在地 三重県津市広明町13番地
名称(会社名又は屋号) ●●建設株式会社
代表者職氏名 代表取締役 三重 一郎

令和8年三重県エネルギー価格等高騰対応生産性向上・業態転換支援補助金交付要領第7条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

エネルギー価格等高騰対応をどのように実施するのか簡潔にまとめてください。
(第1号様式の2(経営向上計画書)の「計画のテーマ」と同内容としてください。)

1 補助事業のテーマ

厚板材等の板金加工の内製化により受注力を強化し、エネルギー価格等高騰に対応する

2 補助金申請額 金 2,000,000 円

3 実施する事業の種類(該当するもの全てに○をつけてください。)

	① 省エネルギー機器や完全事業消費再生可能エネルギー装置の導入等による生産性向上の取組
○	② 省力化・作業効率化・生産能力増強等に向けた設備導入やDXの導入による生産性向上の取組
	③ サプライチェーンの強靱化のための部素材の内製化、製造工程の見直し等による事業再構築の取組
	④ 需要が見込める分野にシフトして収益の柱を作る事業再構築の取組
	⑤ 新商品・新サービスの開発、新事業の立ち上げ等による事業再構築の取組
	⑥ 新たな需要が見込めるブランド力強化や新たな顧客層の掘り起こしにつなげる販路開拓の取組
	⑦ その他エネルギー価格等の高騰に対応するための取組

4 選択する経営向上計画の内容(いずれかに○印を付してください)

() ステップ2 (○) ステップ3

5 関係書類

- (1) 経営向上計画書(第1号様式の2《別紙を含む》)
- (2) 支出計画書(第1号様式の3)
- (3) 役員等に関する事項(第1号様式の4)
- (4) 賃金引上げ計画書(第1号様式の5《別紙を含む》)
- (5) 労働時間等を明記した労働基準法に基づく直近3か月分の賃金台帳の写し(対象従業員分)
- (6) 確約書(別紙様式6) ※完全事業消費再生可能エネルギー装置を導入する場合のみ
- (7) 直近1期分の財務諸表の写し
- (8) 法人の場合は履歴事項全部証明書の写し、個人の場合は住民票抄本の写し
- (9) 「事業継続力強化計画」の認定通知の写し及び「事業継続力強化計画」の計画書

※加点措置を希望する場合のみ

6 連絡先 ※担当者は、申請者の代表者または役員・従業員に限りま

申請事業者との連絡は本欄に記載された担当者に行います。主にメールでのご連絡となりますのでメールアドレスを再度ご確認ください。

担 当 者 名	〇〇〇課 〇〇 〇〇		
電 話 番 号	090-9999-9999	F A X 番 号	090-9999-9998
メー ル ア ド レ ス	aaaa-bbb@mie9999.co.jp		

第1号様式の2（経営向上計画書）

賃上げコース

購入する備品や取り組みの内容が分かる画像を添付していただくこともできます。なお、第1号様式の2（経営向上計画書）は最大7ページ程度（別紙は含めません）に収まるように記載してください。

【重要】補助金の交付の決定を受けた場合は、この事業計画に基づいて「三重県版経営向上計画」を作成し提出していただきます。（本様式の【要確認事項】をご確認ください）

申請者名・ 資本金・ 業種等	名称（会社名又は屋号）	●●ケンセツ カ） ●●建設株式会社
	資本金	1,000万円
	設立（創業）年月日	平成19年3月30日 （代表者の年齢：62歳）
	業種	板金・金物工事業
	常時使用する従業員の数（人）	6人
	代表者・専従者・常勤役員の数（人）	2人
	事業所の電話番号	059-000-0000
	ホームページ（URL）	https://www.〇〇〇〇.co.jp

事業概要

【事業概要】

現会長の三重一男が昭和35年22歳のとき板金加工業を開業、平成19年に●●建設(株)として法人成した後、平成12年3月長男の一郎が38歳のとき事業を引き継ぎ現在に至る。

新社長の体制となり、建築板金加工業から総合建築業へと業態転換の挑戦を始めている。

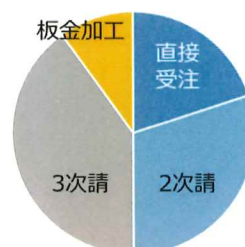
現在は、建設業85%、板金加工業15%の割合である。

建設用の屋根等の板金加工および施工に特化した会社として、県内に限らず東海から近畿まで、公共施設や民間の工場・商業施設の建設に携わってきた。直接受注も20%程度あるが、下請けになる場合が多い。板金の分野で実績を持つ当社は難易度の高い案件を中心に大手ゼネコンからの受注も多く、約5割が当社への指名受注となっている。



事務所兼板金工場

受注の割合

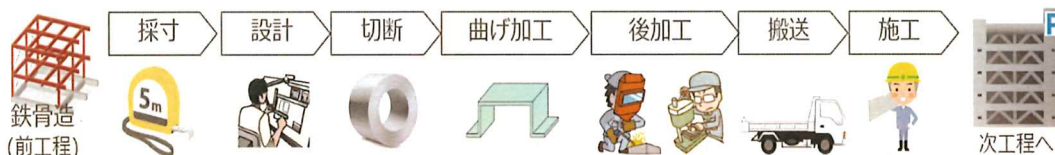


業務の内容と流れ

当社は大規模な工場や倉庫から戸建住宅まで、金属製の屋根材や外壁材、水切材といった板金製品、排気口のような金物製品の製造および施工を行っている。

工場の屋根など大型の物件は100mを超える長尺製品が必要となるため、現地で職人が鋼板を曲げ加工し施工する。

一方、水切材など比較的小さな部品は、前工程の鉄骨の組みあがり採寸し、個別にCADで設計・図面におこし、切断、曲げ、後加工（タッピング、溶接等）と一連の加工を自社工場で行った後に、現場へ持ち込んで施工する流れとなる（下図）。



業務への姿勢

近年、様々な設備機能が複雑化・電子制御化されており、電気・配管工事や内装に手間がかかる傾向である。当社は「屋根さえ掛けられれば内装が着手できる」をモットーに1日でも早く次の

工程に引き渡すよう、現場作業を極限まで効率的に行う事を徹底している。
その結果、顧客からは「●●建設が入ると遅れを取り戻せる」と仕事の速さを評価して頂き、地域を問わず当社を指名して頂くことも多い。

代表的な案件では、県内のプラネタリウム球体外壁や相撲場の銅板葺瓦などが挙げられる。



(Google MAPs より引用)

【顧客・市場の動向、競合他社の動向】
(※市場・顧客の状況等、事業の機会や脅威等について記入する。)

安定した屋根材需要

2024 年度の屋根材の市場規模は、84,103 千㎡(前年度比△4.9%)である。
新設住宅着工戸数は、横ばいから微減という予測だが、一方、カバー工法(既存屋根材の上に新たな屋根材をかぶせる施工)によるリフォーム需要は、好調を維持している。

また、EC(電子商取引)市場の拡大を背景に、物流倉庫の新設需要が継続的に増加しており、金属屋根材の需要増加が見込まれている(出所：矢野経済研究所)。このことから、建設板金を取り巻く市場は安定的に拡大すると予測されている。



板の厚肉化と低炭素化

近年は構造物の大型化に加え、安全性の向上、設計の高度化、溶接施工を含めた製作コスト低減やメンテナンス・建替えの期間を長くしてライフサイクルコストを低減するなどの要求が大手建設会社や公共工事において年々厳しくなっており、これまでに増して高強度、厚肉化した厚鋼板が使用される傾向となっている。(出所：(一社)日本溶接協会 WE-COM マガジン 第 29 号)
板金による建築部材においても同様の観点から、厚さ 1.5mm を超える厚板材のニーズが高まっている。

一方、これまで主流だった板厚 0.6mm と比べ厚板版は重量も大幅に増えるため、外注先や遠方の現場への輸送にかかる経費がエネルギー価格等高騰の影響により増加しており、また環境負荷低減も喫緊の課題となる。

【4m(板幅 0.5m)の水切材を 500 枚 483km 離れた東京から津市ヘトラック輸送した場合の輸送費用・二酸化炭素の排出量の比較】

板厚	外壁材重量(2m ² /枚)	輸送費用	CO2 排出量
0.6mm	約 4.7 トン	130,000 円	0.04 トン
1.6mm	約 12.6 トン	340,000 円	0.1 トン

(算出：三井倉庫ホールディングス https://www.mitsui-soko.com/sustainalink/emissions_calculator/)

日本では 2030 年度において温室効果ガスを 2013 年度比で 46%削減する目標を掲げているため、部材の厚肉化を通じてライフサイクルコスト低減を実現させつつ、輸送による CO2 排出量低減を同時に取り組むことが求められている。

【自社の強み】

工事予算が限られる中、昨今の建築資材、人件費や燃料等エネルギー価格の高騰を背景に、工期が短期化する傾向が強まっている。
そのような事業環境のもと当社の仕事の速さを評価して頂く背景として、以下 3 つ（安全・品質・スピード）の柱で評価が得られている強みが挙げられる。

安全へのこだわり

建設現場でひとたび事故が起これば、全ての作業が中断し工期が大幅に伸びてしまうため、安全第一の要求は極めて高い。
「自社の従業員の命は自分が守る」という想いから落下防止の安全帯を作業現場に取り付けられる独自の安全システムを取り入れているため、ここ 5 年間、労災事故は発生していない。

安定品質・スピードを提供する一貫体制

当社の水切材は「雨漏りしない」と顧客より好評価を頂いている。また、施工スピードを極限に高めるため、取付用のビス穴は現場で合わせ、位置や角度にもこだわり翌日に納品できる。
同業他社の追従を許さないこの品質と作業スピードを両立できるのは、当社が設計から板金加工、施工まで一貫体制で行っているからである。
設計の段階で作業手順まで考慮しスムーズに曲加工の工程へ引き継げるようにしている。



駐車場の角部の施工風景

昨今の外壁材は当社で曲加工ができない 1.6 mmの厚板材が増えており、設計した図面を遠方の外注先で板金加工してもらうことも増えている。しかし、外注製品はビス穴に微妙なズレがあるため施工時の作業効率が悪化し、現場で職人が修正作業を行うこともしばしばあったり、思ったような施工スピードを確保できない事もある。

このような安全第一、安定品質、機動力を通じて工期を遵守する仕事の速さが評価され、全国の様々な現場から声を掛けて頂けるようになり、稼働率 100%を維持できている。全国の現場を経験し、暴風雪や灼熱炎天下など非常に過酷な環境でも対応する技能を持てるようになった。

更に、様々な建設現場で経験を積み技能を高められるため、20～30 歳代の職人が入社を希望することも多く、土木・建設業界で一般的に言われる職人の高齢化や高離職率の問題がない点も強みである。

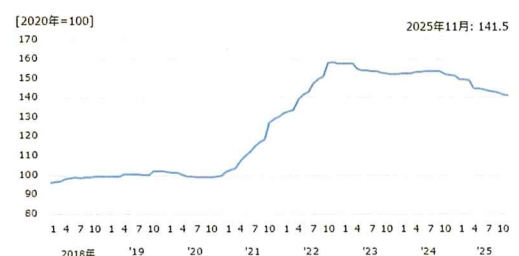
【自社の弱み】

業者の淘汰を加速する材料・人件費の高騰

鋼材価格は、国際情勢の不安定さ、中国などアジア経済の成長による需要増、為替市場における円安等様々な影響を受け、2021 年以降は継続的に上昇し、2020 年から価格は 1.7 倍以上となっている。

また、人材不足や働き方改革の推進を背景に、支出における人件費・労務費の上昇は避けられない。

土木・建設業界はもとより 3 K 職場として人気が低く、親方の高齢化も一端として廃業に至る事業者も多かったが、このような収益性の低下により、事業者淘汰の動きはますます加速すると考えられている。



今後も厚板材の需要が増加する事業環境にありながら、外注に頼らざるをえなく仕事の速さを発揮しにくくなる現状を鑑みると、厚板材の板金加工の内製化は早急に対処すべき課題である。

厚板材の板金加工の内製化により、更に顧客からの信頼を高め、より受注力を高める事業拡大に向けて取り組む方針である。 【経営状況】 ＜経営状況の概要＞ 前期の売上は、建設部門の受注が好調に推移し5%程度増加したが、原材料価格の高騰、原油等エネルギー価格の上昇により経費が嵩み増収・減益となった。 価格転嫁しづらい状況が続いているため、外注業務の内製化等に取り組み、受注力の強化を図っていきたい。 ＜直近2期の決算内容＞ 損益計算書から転記する。 (千円) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>前々期 (令和 7 年 3 月)</th> <th>前期 (令和 8 年 3 月)</th> <th>増減額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>売上高</td> <td>186,784</td> <td>197,078</td> <td>10,294</td> </tr> <tr> <td>営業利益※</td> <td>2,862</td> <td>2,604</td> <td>△258</td> </tr> </tbody> </table> ※個人事業者の場合は「青色申告特別控除前の所得金額」を記入する。					前々期 (令和 7 年 3 月)	前期 (令和 8 年 3 月)	増減額	売上高	186,784	197,078	10,294	営業利益※	2,862	2,604	△258
	前々期 (令和 7 年 3 月)	前期 (令和 8 年 3 月)	増減額												
売上高	186,784	197,078	10,294												
営業利益※	2,862	2,604	△258												

2 経営の向上に係る計画内容

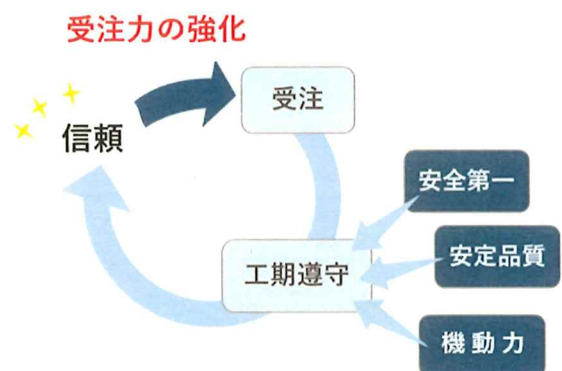
(1) 経営課題項目 (該当項目に○ (複数可))

①販路開拓	○	⑤生産性向上	⑨ITの活用
②人材の確保・育成		⑥新商品・新サービスの開発	⑩事業継続(防災・減災対策)
③資金繰り		⑦事業承継	⑪健康経営・働き方改革
④研究開発	○	⑧経費削減	⑫その他()

*課題は、計画終了までに「目標へ向けて実施すると決めたこと」を選択してください。

(2) 経営課題の内容及び計画内容

「計画のテーマ」 (40字以内)	厚板材等の板金加工の内製化により受注力を強化し、エネルギー価格等高騰に対応する
【経営課題】 (※上記(1)経営課題項目の内容を具体的に記入する。) 経営課題⑤生産性向上 ⑧経費削減 現在、全国の顧客から指名受注を得られるようになった背景には、顧客の期待を裏切ることなく信頼を獲得し続けることができた結果である。 しかし、今後も厚板材の需要が増加する事業環境にありながら、現状、外注に頼っているため時間がかかっており、厚板材の板金加工の内製化は早急に対処すべき課題である。 厚板材の外注の現状と課題 ○品質面・・・当社の設計図面で指示した形状・寸法の製品が納品されるが不良率が3%発生している。今までと同様、設計通りの寸法精度で不良率を低く生産する必要がある。 ○納期・数量面・・・外注に依存するほとんどのケースが納期末定で、通常1~3ヶ月待ちとなりスケジュールが組みづらいという課題がある。この作業を内製化により加工のスケジュールを自社でコントロールしていく必要がある。 ○コスト面・・・1mの折加工や切断ごとに外注費、社内の後加工費も発生している。年間約4,000万円の外注費やエネルギー価格高騰に伴う輸送費から外注費も増幅しており、利益を削っている。 上記のように厚板材の加工体制を整備し、内製できる製品群を増やし品質の向上と生産性を向上させ、受注力を高めていくことが必要である。	



厚板材の板金加工の内製化により、更に顧客からの信頼を高め、より受注力を高める事業拡大に向けて取り組む方針である。

【経営課題を解決する計画内容】（※専門家派遣ほか各種支援策を希望する場合は、解決する計画内容に希望する支援内容を記載する。）

上記の課題解決にむけ、厚板材製品の内製化を実現させるため以下の設備を導入する。

曲加工から後加工を一貫で行うことで外注加工費と輸送費あわせて▲50%を目指し、輸送に伴う燃料費や原材料の高騰分を吸収し利益率の向上を図る。

切断機の導入



ロータリーシャーWRT-A-1 型 (株)●●工業)

- オート定規を搭載した新鋭の切断機
- デジタル表示のため暗い場所でも自動で定規の位置が決定
- 切断材の左右寸法誤差は、0.3mm 以下の精度
- ステンレスもらくに切断
- 材料にキズをつけない設計
- SKD 材の刃を使用しており、耐久性も抜群

ロータリーシャーの導入により、1.6mmコイルから屋根材や水切材の設計に合わせて鋼板を安定した幅寸法で切り出すことができる。

建築用 曲加工機の導入

動力折曲機 GBM-134DX(株)●●工業)



- 厚さ 1.6 mm、長さ 4000 mmまでの曲加工が可能
- 機械の作動音や加工音を低減
- 定規の設定を一工程は全自動で戻せる
- 強靱なフレームで寸法精度が抜群
- 加工速度インバーターにより寸法精度が安定
- タッチパネル操作により曲げ角度の設定も容易
- アザ折、ツブシ作業を刃の交換なく加工可能

1.6mmの板厚に対応した曲加工機の導入により、曲げの難易度が高い厚板材においても、設計通りの形状、寸法で板金加工できるようになる。当社にある薄板用の曲加工機は、端部をひと折して安全性と強度を高める「ムダ折」の処理が素材や天候によって安定して行う事ができないため、新式の装置により作業性が安定することも期待できる。

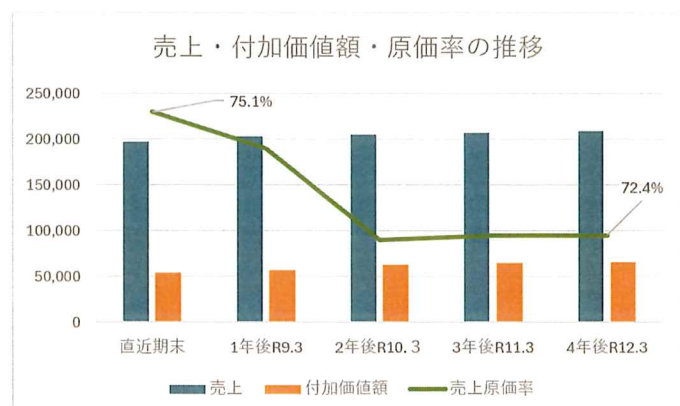
なお、コイルや鋼板を負荷なく取り扱える作業環境を整えているため、厚板材も薄板材と同様に、女性従業員が曲加工に従事できる。

【経営計画の目標】

《受注面の効果》

市場規模は安定して推移し、受注は現状維持を確保できる見通しであり、4年後の令和12年には物価上昇率のみ加算され 209,139 千円の売上高を見込む。

事業着手後は、内製化により外注費及び輸送費を削減することでエネルギー価格等物価高騰に対応する。これらの取組みの結果、売上原価率が好転し、4年後における付加価値額 66,561 千円を目指す。



定量的な目標

内製化による外注費削減効果

外注費の現状は、年間約 4000 万円であるが、そのうち内製化可能な業務は約 30%である。

内製化可能な主な外注案件の例

300 個(鋼材として幅 450 mm×長さ 4000 mm)の水切材の外注時と内製時のコストについて、現状外注時には、加工費として 1,186,000 円かかっているが、内製化した場合、従業員の人件費のみ 126,000 円と 90% 低減できる。

300 個(鋼材として幅 450 mm×長さ 4000 mm)の水切材の外注時と内製時のコスト比較内訳

	外注時	内製時
切断加工費	300,000 円 (単価：500 円/m × 600m)	126,000 円 (時給 1500 円×6 時間×7 日間×2 名)
板金加工費	720,000 円 (単価：150 円/m × 600m × 8 曲げ)	
後加工費	36,000 円 (社内コスト) (時給：1500 円×6 時間×2 日間×2 名)	
輸送費	130,000 円 (外注先から当社へのコスト)	0 円
合計	1,186,000 円	126,000 円

ロット数や製品の形状による加工工数や施工現場により輸送費用は異なるため、コスト低減の目標値は▲50%とする。

定性的な目標

外観よく仕上げるための作業手順最適化

厚板材の部品は鋼板自体の強度が高く、耐久性が高まるため、大型の金物製品や外観を重視する看板などにも多く使われている。そのため、メッキや塗装された鋼板の取扱が増えることが予想される一方、作業中に引っかき傷をつければロスとなりかねない。これまでも複雑に加工するため作業手順の最適化を行ってきたが、外観よく仕上げることも意識した作業手順へと改良していくことが必要となる。

金物製品の加工および施工受託

今後は当社で厚板材の板金製品だけでなく、金物製品の加工を受託し、更に施工まで実施することも可能となる。

今後さらに増加が見込まれる厚板材にも対応する板金加工業者として認識していただくことで、様々な加工のノウハウを習得し、「仕上げに強い総合建設業」に向けた足掛かりとしていく。

補助事業の実施スケジュール

取組内容	令和 8 年下期	令和 9 年上期
設備選定	➡	
設備発注	➡	
設備納品・設置	➡	
操作習得教育	➡	
製品製造開始		➡
検証・評価		➡

【経営計画の目標】

目標時期（期間） (いつまでに)	令和 12 年 3 月決算期までに
目標内容 (何を実現するか)	付加価値額を 18%増加させ、66,561 千円/年を目指す

※目標内容は、定量的な目標を記入する。(目標数値を含む目標としてください。)

(3) 計画における地域社会への貢献

該当項目に ○(複数可)	地域社会への貢献項目	具体的内容
○	雇用の拡大	内製化により、生産性向上及びコスト削減を図り、利益を確保することで、新たな雇用機会を創出し、地域経済の活性化に貢献していきたい。
○	地域活性化	
	該当するものに○をつけてください。	

【要確認事項】本補助金の交付の決定を受けた場合、(令和8年12月25日(金)《厳守》までに)この第1号様式の2に記載した事業計画に基づいて、第1号様式「4 三重県版経営向上計画認定区分」にて選んだステップ区分により、「三重県版経営向上計画」(ステップ2又はステップ3)を提出する必要があります。

上記の「三重県版経営向上計画」の提出について確認
(○) ← していただいたら、() に○を記入してください。

交付の決定を受けた者は、「三重県版経営向上計画」の認定を受けていただく必要があります。
※「三重県版経営向上計画認定申請書」については、三重県のホームページをご覧ください。

(別紙1) 実施計画 (※専門家派遣等の支援策を希望する場合は、実施計画に時期内容を記載する。)

番号	計 実施項目・内容 (支援策)	当該実施項目・内容を開始する 時期を記載してください。 実 施 時 期	実績 ※申請時には 記載する必要 はありません。
1	ロータリーシャーWRT-A-1 型 (株)●●工業) 動力折曲機 GBM-134DX (株)●●工業) 見積依頼	令和8年10月	
1-2	発注	令和8年10月	
1-3	納品・設置	令和8年11月	
1-4	試験運用	令和8年12月	
1-5	本格運用開始	令和9年1月	
1-6	効果検証・作業見直し	令和9年1月	
2	従業員の賃金引上げ	令和9年1月	
	今回の事業計画で実施する項目・内容について、 第1号様式の2 (経営向上計画書) に記載した内容 をふまえて記載してください。		

(別紙2) 収支計画・資金計画 (ステップ3のみ作成の上 提出してください。)

※三重県ホームページにて「三重県版」2年前、1年前、直近期末については、決算書から正確に転記してください。

(1) 収支計画

(単位：千円)

	2 年前	1 年前	直近期末	1 年後	2 年後	3 年後	4 年後	5 年後
	R6 年 3 月	R7 年 3 月	R8 年 3 月	R9 年 3 月	R10 年 3 月	R11 年 3 月	R12 年 3 月	年 月
①売上高	185,369	186,784	197,078	202,990	205,019	207,069	209,139	
②売上原価	182,541	183,884	147,998	150,821	148,296	149,819	151,357	
③売上総利益			49,080	52,169	56,723	57,250	57,782	
④販売費及び一般管理費	44,698	45,238	46,476	47,870	48,349	48,832	49,321	
⑤営業利益	4,113			4,299	8,374	8,418	8,461	
⑥営業外利益	△2,354	△2,101	△1,909	△1,938	△2,016	△1,998	△1,927	
⑦経常利益	1,776	761	695	2,361	6,358	6,420	6,534	
⑧人件費	42,687	42,687	44,193	45,518	46,884	48,291	49,739	
普通償却額	6,984		7,567	7,567	8,361	8,361	8,361	
特別償却額								
リース・レンタル料								
⑨減価償却費	6,984	6,887	7,567	7,567	8,361	8,361	8,361	
⑩付加価値額	53,222	52,436	54,364	57,384	63,619	65,070	66,561	
⑪従業員数	8	8	8	8	8	8		

「①売上高－②売上原価」の数値を記載してください。

「③売上総利益－④販売費及び一般管理費」の数値を記載してください。

人件費には福利厚生費も含めてください。

リース・レンタル料があれば計上してください。

代表取締役等常勤役員についても含めた数の記入してください。

⑥営業外利益
法人 営業外収益－営業外費用の計
個人 利子割引料(②が102,356の場合、△102)

(各種指標の算出式)

※以下の下線付き丸数字は、青色申告の損益計算書の科目

「④販売費及び一般管理費」：(個人の場合) 経費計③－利子割引料②－繰戻額等計⑦＋繰入額等計④②

「⑤営業利益」：(法人の場合) ③売上総利益－④販売費及び一般管理費

(個人の場合) ③売上総利益 (差引金額⑦)－④販売費及び一般管理費

「⑦経常利益」：(法人の場合) 損益計算書の経常利益

(個人の場合) ⑤営業利益＋⑥営業外利益 (△利子割引料②)

売上高、付加価値額、経常利益のいずれかが計画終了時に伸びている必要があります。

人) 販管費 [給与＋役員報酬＋法定福利費]＋製造原価 [労務費＋福利厚生費等]

人) 給与賃金②⑩＋福利厚生費⑨⑪＋専従者給与③③

者・短時間労働者の人件費を外注費等も計上し

上記収支計画の数値を正確に転記してください。

計画期間の終了月は、決算期に合わせてください。

(数値の記載方法) 千円未満については、四捨五入で記載

①②④⑥⑧及び⑨ 各項目)

経営の向上の程度を示す指標	現 状	計画終了時の目標額 (計画期間)
1 ① 売上高	197,078 千円	209,139 千円 (R8 年 4 月～R12 年 3 月 (4 年計画))
2 ⑩付加価値額	54,364 千円	66,561 千円
3 ⑦経常利益	695 千円	6,534 千円

収支計画における売上高・経常利益等の積算根拠

1年後の収支積算根拠

売上高は、事業着手前のため現状 197,078 千円から物価上昇分のみ増加

(既存売上 197,078 千円 + 新規売上 0 円 + 物価上昇分 3%増 5,912 千円 計 202,990 千円)

製造原価⇒74.3% (過去 3 年平均値)、販管費⇒物価上昇分 3%増、人件費⇒3%増、償却費⇒前年同額

2年後

売上高 (既存売上 202,990 千円 + 新規売上 0 円 + 物価上昇分 1%増 2,029 千円 計 205,019 千円)

製造原価⇒72.3% (現状外注費 40,331 千円のうち内製化可能分 8,066 千円の 50% (4,033 千円) 削減)

販管費⇒物価上昇分 1%増、人件費⇒3%増、償却費⇒現状 7,567 千円 + 今回購入機械 7,140 千円 償却期間 9 年 793 千円 計 8,361 千円)

3年後

売上高 (既存売上 205,019 千円 + 新規売上 0 円 + 物価上昇分 1%増 2,050 千円 計 207,069 千円)

製造原価⇒72.4% (内製化分 4,033 千円削減)

販管費⇒物価上昇分 1%増、人件費⇒3%増、償却費⇒前年同額)

4年後

売上高 (既存売上 207,069 千円 + 新規売上 0 円 + 物価上昇分 1%増 2,070 千円 計 209,139 千円)

製造原価⇒72.4% (内製化分 4,033 千円削減)

販管費⇒物価上昇分 1%増、人件費⇒3%増、償却費⇒前年同額)

(2) 資金計画（本計画に係る設備・システム等に関する）

所要経費と資金調達の合計額が一致するようにしてください。

決算期	所要経費		資金調達	
	項目	金額	項目	金額
1年後	機械装置購入	7,854 千円	自己資金	2,854 千円
		千円	借入金	3,000 千円
		千円	(うち県単融資	千円)
R 9 年 3 月期		千円	補助金	2,000 千円
		千円	その他	7,854 千円
	合計	7,854 千円	合計	千円
決算期	所要経費		資金調達	
	項目	金額	項目	金額
2年後		千円	自己資金	千円
		千円	借入金	千円
		千円	(うち県単融資	千円)
R 10 年 3 月期		千円	補助金	千円
		千円	その他	千円
	合計	千円	合計	千円
決算期	所要経費		資金調達	
	項目	金額	項目	金額
3年後		千円	自己資金	千円
		千円	借入金	千円
		千円	(うち県単融資	千円)
R 11 年 3 月期		千円	補助金	千円
		千円	その他	千円
	合計	千円	合計	千円
決算期	所要経費		資金調達	
	項目	金額	項目	金額
4年後		千円	自己資金	千円
		千円	借入金	千円
		千円	(うち県単融資	千円)
R12 年 3 月期		千円	補助金	千円
		千円	その他	千円
	合計	千円	合計	千円
決算期	所要経費		資金調達	
	項目	金額	項目	金額
5年後		千円	自己資金	千円
		千円	借入金	千円
		千円	(うち県単融資	千円)
年 月期		千円	補助金	千円
		千円	その他	千円
	合計	千円	合計	千円

記載例

賃上げコース

第1号様式の3（支出計画書）

支出計画書

（単位：円）

【事業者の消費税区分】
いずれかに○を付けてください。

(○) 一般課税事業者
() 免税・簡易課税・2割特例事業者

区分によって、「補助対象経費額」欄の記入方法が異なりますのでご注意ください。

経 費 費 目	内 容	規 格	経 費 内 訳 (単価×数量) (税込で記入)	補助対象経費額 ※一般課税事業者は税 抜、免税・簡易課税・2 割特例事業者は税込で 記入
機械装置等費	切断機	ロータリーシャー WRT-A-1型(株)●● 工業) 別添見積書のとおり	3,674,000 円×1 台	3,340,000
機械装置等費	建築用 曲加工機	動力折曲機 GBM- 134DX(株)●●工業) 別添見積書のとおり	4,180,000 円×1 台	3,800,000
(1) 補助対象経費合計 ※100万円を下回る場合は申請できません。				7,140,000
(2) 補助金交付申請額 (1)の1/2以内(千円未満切捨) (上限は200万円、下限は50万円となります。)				2,000,000

補助対象経費の費目は、「公募案内」2～3ページを参照してください。なお、今回の事業計画に直接関係しない経費等は対象となりません。

※「経費費目」は、《公募案内》2ページ・3ページに掲げる広報費、開発費などの各費目を記入してください。

※「補助対象経費額」は、一般課税事業者は税抜額で、免税事業者・簡易課税事業者・2割特例事業者は税込額で記入してください。

※ 積算の根拠となる見積書やカタログ等がある場合は、添付してください。

なお、1取引 50万円（税抜）以上を要する支出計画がある場合は、積算根拠を明らかにする見積書を添付しなければなりません。

記載例

役員等に関する事項

役 職 名	氏 名	フリガナ	生年月日 (元号で記入してください)	性別
代表取締役	三重 一郎	ミエ イチロウ	昭和38年5月5日	男
専務取締役	三重 華子	ミエ ハナコ	昭和40年7月5日	女
監査役	津 太郎	ツ タロウ	昭和43年8月3日	男

注) 次に掲げる者を記載してください。

ア) 法人にあっては、非常勤を含む役員（監査役を含む）、支配人、支店長、営業所長及びその他これに類する地位にある者並びに経営に実質的に関与している者

イ) 個人にあっては、代表者

※記載漏れ、記載誤りがないことを十分確認してください。特に、記載漏れは審査の対象とならない場合があります。

※この書面によって、公益財団法人三重県産業支援センターが交付する補助金等から暴力団等を排除し、補助事業の適正な執行を確保するため、申請者（法人の場合は当該法人又はその役員等）が暴力団等に関係する者であるか否かを県警本部に照会します。

上記の件について、申請者において事前に役員等のすべてから必ず同意を得たうえで補助金等の申請を行って下さい。

記載例

賃 金 引 上 げ 計 画 書

本計画書での賃金引上げ対象者は、事業場内での「常時使用する従業員」の最低賃金者を含むものであり、労働日数や労働時間が短いパートタイム労働者等が含まれていないことを確認いたします。

令和 8 年 8 月 28 日

事業所名称: ●●建設株式会社
代表者職・氏名: 代表取締役 三重 一郎

1.賃金引上げ計画の概要	本補助金を活用し、製造機械を高効率な機械に入れ替えることで、これまで外注していた作業を内製化し外注経費を削減するとともに、作業の高付加価値化を図る。受注力の強化により、生産性向上及びコストの低減を実現する。 こうした取組の成果として、今後確保可能となる利益を原資として、常時使用する従業員6名のうち5名の賃金引き上げを令和9年1月に実施する。				
※定期昇給制度の有無 いずれかに○印を付してください ()有り(毎年 月) (○)無し	定期昇給適用事業者は必ず「有り」に○印を付し昇給月を記載してください。 定期昇給制度を有しない場合は、申請日以降から事業実施期限までに賃金の引上げを実施しなければなりません。				
2.事業所内の最低賃金	事業所内の全ての従業員での最低賃金 1,150 円(現況)				
3.常時使用する従業員の最低賃金を含む賃金引上げ内容	(1) 常時使用する従業員の最低賃金 1,300 円(現況) (2) 賃金計算期間 毎月 1 日～末日 (3) 賃金支払日 翌月15日 (4) 引上げ予定年月 令和 9 年 1 月 (5) 引上げ対象従業員数 5 人 (6) 賃金引上げ内容				
※常時使用する従業員の最低賃金を含む引上げ計画であることを要します。 ※別紙の「常時使用する従業員に係る賃金等算出表」を作成のうえ、添付してください(全ての引上げ対象者分)。 ※「(6)賃金引上げ内容」は、賃金引上げ対象従業員全員の賃金引上げ計画内容を記載してください。 なお、対象従業員が多く書ききれない場合は、別紙(様式任意)に記入してください。 直近 3 か月以上の賃金台帳の提出が必要となります。	対象従業員氏名 (パートタイム労働者等は含まない)	採用年月 元号で記載	時間給または時間換算額		引上げ額
			引上げ前	引上げ後	
	〇〇 〇〇	R2.4	1,300 円	1,400 円	100 円
	△△ △△	R2.4	1,300 円	1,400 円	100 円
	□□ □□	H28.9	1,350 円	1,500 円	150 円
	◇◇ ◇◇	H25.4	1,400 円	1,600 円	200 円
	▽▽ ▽▽	H23.4	1,500 円	1,700 円	200 円

記載例

常時使用する従業員に係る賃金等算出表(時間額換算用)

※全ての引上げ対象者の提出が必要となります(複数名いる場合は、本票をコピーしてください)。

以下に、賃金引上げを行う常時使用する従業員の氏名を記入し、該当する賃金体系をチェックの上、①直近1か月分の賃金台帳に記載された賃金額と②所定労働時間数を記載して③時間給または時間換算額を算出してください。

●賃金引上げを行う常時使用する従業員の氏名

〇〇 〇〇

●時間給または時間換算表(記載する金額や時間は賃金台帳等と一致させてください)

該当する賃金体系に チェック		①直近1か月分の賃金台 帳に記載された賃金額	②所定労働時間数 下記の《表1》を参考	③時間給または時間 換算額 (①÷②)
☐	時給制			円
☐	日給制	円/日	(A) 時間/日	円
☐	月給制	208,000 円/月	(D) 160 時間/月	1,300 円
☐	歩合給制	円/年	(E)	円

「賃金引き上げ計画書」の引き
上げ前時間換算額と一致

※《表1》所定労働時間数を計算する労働時間数の計算方法

(A)	1日の所定労働時間数	8 (時間)	
(B)	1年間の所定労働日数	240 (日)	《365－(1年間の休日合計日数)》
(C)	1年間の所定労働時間数	1,920 (時間)	(A) × (B)
(D)	1か月の平均所定労働時間数	160 (時間)	(C) ÷ 12
(E)	1年間の所定内・所定外を含めた総労働時間数		

- (1) 「所定労働日数」・「所定労働時間数」は、就業規則や労働契約に定められた、休日勤務や時間外労働を除く日数・時間数です。
- (2) 「時間給または時間換算額」は、毎月支払われる基本的な賃金が対象です。このため、臨時的に支払われる賃金、賞与、時間外割増賃金、休日割増賃金、深夜割増賃金、通勤手当、家族手当、精皆勤手当等は対象となりません。

賃金引上げ対象の従業員は「常時使用する従業員」でなければなりません。日雇労働者及び他の労働者と比較して労働日数や労働時間が短いパートタイム労働者等は含まれません。また、労働を目的として雇用しない外国人技能実習生も含まれません。

令和8年三重県エネルギー価格等高騰対応生産性向上・業態転換支援補助金
申請時の提出書類チェックリスト

No.	書類名	様式名	必須	チェック内容	チェック欄
1	交付申請書	第1号様式	●		☐
2	経営向上計画書	第1号様式の2 (別紙を含む)	●	「三重県版経営向上計画認定申請区分」が「ステップ3」の場合、別紙2(収支計画・資金計画)の提出が必要です。	☐
3	支出計画書	第1号様式の3	●	1取引 50万円(税抜)以上の支出計画がある場合、補助事業に係る見積書の提出が必要です。	☐
4	役員等に関する事項	第1号様式の4	●	本様式の下段の(注)に掲げる者、全員について漏れのないように記載してください。	☐
5	賃金引上げ計画書	第1号様式の5 (別紙を含む)	●	全ての賃金引上げ対象者について、別紙(常時使用する従業員に係る賃金等算出表(時間額換算用))を作成のうえ、添付していただく必要があります。	☐
6	直近3か月分の賃金台帳の写し		●	労働時間等を明記した労働基準法に基づく賃金台帳の写し(賃金引上げ対象となる全ての従業員分)	☐
7	売電を行わない旨の「確約書」	別紙様式6		完全事業消費再生可能エネルギー装置を導入する場合	☐
8	直近1期分の財務諸表の写し		●	【法人の場合】 貸借対照表、損益計算書(販売費及び一般管理費明細書、製造原価報告書を含む) 【個人で青色申告の場合】 確定申告書(第一表・第二表)、青色申告決算書(全てのページ) 【個人で白色申告の場合】 確定申告書(第一表・第二表)、収支内訳書(全てのページ)	☐
9	履歴事項全部証明書、 又は住民票抄本の写し		●	【法人の場合】 履歴事項全部証明書の写し 【個人の場合】 住民票抄本の写し (交付申請日から6か月前以内に発行のもの)	☐
10	補助事業に係る見積書			支出詳細(見積発注先・仕様内容・費用積算明細等)が明確なものであること	☐
11	《事業継続力強化計画》 経済産業省からの「認定通知」の写し			事業継続力強化計画に係る加点措置を希望する場合、「計画書」とともに提出を要します。	☐

別紙様式 9

令和8年三重県エネルギー価格等高騰対応生産性向上・業態転換支援補助金 三重県版経営向上計画認定申請区分「ステップ3」の申請に係る 「第1号様式の2（経営向上計画書）」記載事項チェックリスト

チェック項目	☑
1 企業概要	
①申請者名・資本金・業種等を記載しているか。	☐
②事業概要、顧客・市場の動向、競合他社の動向、自社の強み、自社の弱みを明確に記載しているか。	☐
③経営状況の概要、直近2期の決算内容・経営指標を記載しているか。	☐
2 経営向上に係る計画内容	
(1) 経営課題項目	
①選択した課題項目は適正か。	☐
②計画終了までに「目標へ向けて実施すると決めたこと」を選択しているか。	☐
(2) 経営課題の内容及び計画内容	
①計画のテーマを記載しているか。	☐
②経営課題について具体的な内容を記載しているか。	☐
③経営課題を解決する計画内容について具体的な内容を記載しているか。	☐
④経営計画の目標について数値目標を記載しているか。	☐
(3) 計画における地域社会への貢献	
①該当項目に「○」が記載されているか。	☐
②具体的内容は地域社会への貢献項目に合致した内容が記載されているか。	☐
【要確認事項】	
①記載事項を理解し確認欄に「○」が記載されているか。	☐
(別紙1) 実施計画	
①今回の計画の中で実施する項目・内容が記載されているか。	☐
(別紙2) 収支計画・資金計画	
(1) 収支計画	
①決算書等から正確に転記されているか。	☐
②人件費には福利厚生費を含めて記載されているか。	☐
③従業員数は、常勤役員、代表者、家族従業員を含めて記載されているか。	☐
④計画終了時の売上高、付加価値額、経常利益のいずれかの目標額が直近決算期末と比較して伸びているか。	☐
⑤収支計画における売上高・経常利益等の積算根拠は明確に記載されているか。 ※単に「○%増加」、「○%減少」といった算出方法になっていないか。	☐
(2) 資金計画	
①所要経費、資金調達の時期及び額が計画内容と一致しているか。	☐
②所要経費と資金調達の合計額は一致しているか。	☐